

# 令和 7 年 第 3 回 定例会 五ヶ瀬町議会 会議録

開会 令和 7年 9月 2日  
閉会 令和 7年 9月 19日

五ヶ瀬町議会

# 1 目 目

## 令和7年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初日)  
令和7年9月2日

### ○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定について
- 日程第 3. 諸般の報告
- 日程第 4. 行政報告
- 日程第 5. 報告第10号  
五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について
- 日程第 6. 報告第11号  
五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について
- 日程第 7. 議案第36号  
五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 8. 議案第37号  
人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 議案第38号  
令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10. 議案第39号  
令和6年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11. 議案第40号  
令和6年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12. 議案第41号  
令和6年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13. 議案第42号  
令和6年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14. 議案第43号  
令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15. 議案第44号  
五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第16. 議案第45号  
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17. 議案第46号  
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第18. 議案第47号  
五ヶ瀬町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第19. 議案第48号  
五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正について
- 日程第20. 議案第49号  
令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第21. 議案第50号  
令和7年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第22. 議案第51号  
令和7年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第23. 議案第52号

令和7年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第24. 議案第53号

令和7年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第25. 議案第54号

物品購入契約の締結について

○ 出席議員（9名）

1 番 吉村 優	議員	2 番 黒木 孝次	議員
3 番 矢野 宏	議員	4 番 甲斐 義則	議員
5 番 小笠原 将太郎	議員	6 番 田中 春男	議員
7 番 渡邊 孝	議員	8 番 佐藤 成志	議員
9 番 甲斐 政國	議員		

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘  
教育長 津奈木 考嗣  
監査委員 後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	増永 稔
総務課長	北島 隆二	建設課長	飯干 良二
企画課長	甲斐 浩二	会計室長	宮本 慈子
町民課長	後藤 重喜	教育次長	垣内 広好
福祉課長	山中 信義		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 菊池 光一郎 書記 田邊 永子

午前10時00分開会

○事務局長（菊池光一郎君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから、令和7年第3回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

御報告します。本定例会において、タブレット端末の場内使用を許可します。

次に、事前に申請許可を受けたものに限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、矢野宏議員、4番、甲斐義則議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から19日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から19日までの18日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動報告につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、6月から8月の例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、令和7年7月25日付、受理番号第1号、一般社団法人宮崎県農業会議長福井芳利氏、みやざき農業委員会女性ネットワーク会長後藤ミホ氏連名で提出のあった農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の積極的な登用に係る要請書及び令和7年8月25日付、受理番号第2号、五ヶ瀬町商工会会長曾我部謙造氏から提出のあった商工業の振興及び地域経済の活性化に関する要望書につきましては、お手元に配付しております写しのとおりであります。

本2件につきましては、総務農林常任委員会に付託しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 行政報告。

第6次五ヶ瀬町総合計画前期基本計画の施策進捗状況について行政報告をさせていただきます。お手元の文書と多少違うところがございますが、趣旨としては一緒でございます。

本町は第6次五ヶ瀬町総合計画に基づき、令和3年度から様々な施策を展開してまいりました。現在、計画策定から5か年目を迎え、前期基本計画の最終年度となっていますので、その進捗状況について行政報告をいたします。

前期基本計画の進捗率を見ますと順調に取組が進められている施策は、道路交通網の充実、公共交通の充実、防犯・交通安全の推進、安心な医療体制の確保、社会教育の充実、歴史文化の継承と芸術文化の振興、持続可能な地域づくりの推進及び情報化社会の構築の8項目で関連指標となる数値目標を達成しております。

道路交通網の充実については、町道の改良が進み、生活の利便性及び経済活動に大きく寄与しています。

公共交通の充実については、高齢化が進む中、重要な移動手段であるコミュニティーバスにおいてデマンド運行を導入し、利便性を維持しつつ効率的な運行に取り組んでいます。

防犯・交通安全の推進については、安全運転に係る講習会の開催や啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚、安心安全なまちづくりに取り組んでいます。

安心な医療体制の確保については、五ヶ瀬町国民健康保険病院をはじめとする西臼杵3公立病院の経営統合及び機能再編を実施し、将来にわたって医療提供体制の維持に取り組んでいます。

社会教育の充実については、移動図書カー「ごかせマルシェ」の運行を継続し、住民の読書活動の推進を図るとともに各種生涯学習講座の支援を行い、生涯にわたる学習機会の提供や地域社会の連帯感の醸成を図っています。

歴史文化の継承と芸術文化の振興については、令和4年度に荒踊が「風流踊」五ヶ瀬の荒踊としてユネスコ無形文化遺産に登録され、その承継の機運醸成につながっているほか、波及効果として各地区の郷土芸能を見つめ直す機会となっています。

持続可能な地域づくりの推進については、鞍岡地区では、ぎおんの里づくり協議会を、桑野内地区では夕日の里づくり推進会議の地域運営組織化を図るとともに、集落支援制度も併用しながら地域の高齢者の居場所づくりや、移動支援といった地域課題の解決に取り組んでいます。

情報化社会の構築については、DX推進計画を策定し、これに基づき生成AI研修会等を実施し、高度化する情報通信技術への対応に取り組んでいます。

一方、進捗が遅れている施策は、消防・防災対策の充実、林業の振興及び観光の振興などの5項目となります。ただし、いずれの施策も数値目標の達成という観点だけでは評価できない取組が着実になされています。

消防・防災対策の充実については、近年、日本各地で豪雨等による災害が頻発する状況を鑑みると、ますますその重要性が増しております。引き続き地域の実情に応じた軽の積載車導入をはじめとした資機材の整備、更新に取り組みます。また、操法大会の在り方を検討し、消防団の負担軽減やその維持、確保を図ってまいります。

林業の振興については、森林環境譲与税を活用した森林整備、林道・作業道の整備及び高性能林業機械の導入に取り組んでいます。同時に再造林を推進し、持続可能な林業経営の確立を図っているところです。

また、本町の特産品であるシイタケについては、宮崎県乾しいたけ品評会において2年連続で産地賞を受賞し、付加価値向上及び生産者の意欲向上を図る結果となっております。

観光の振興については、本町が九州の中央に位置するという地理的条件に加え、九州中央自動車道の延伸や主要地方道竹田五ヶ瀬線の完成を控えていることから観光地として大きな可能性を秘めています。

引き続き、釜炒り茶やスキーチといった本町ならではの資源を確認、特産センターの道の駅化、観光協会との連携及びSNSを積極的に活用した情報発信に取り組むことで産業として確立を図ってまいります。

また、その他の施策については、全ての数値目標を達成しているわけではありませんが、おおむね順調に取組が進められていると分析しております。

以上で、行政報告を終わります。

この5年間の進捗状況を踏まえ、令和8年度からの後期基本計画策定を進めてまいります。町民及び議会の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） これで行政報告は終わりました。

---

#### 日程第5. 報告第10号

#### 日程第6. 報告第11号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第5、報告第10号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について及び日程第6、報告第11号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率についての2件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、報告第10号及び報告第11号の

2件は、これを一括議題とします。

本2件について、町長からの説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 報告第10号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について、御報告を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度の決算数値に基づき算定された、実質赤字比率など4つの財政健全化判断比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

以上で、報告を終わります。

報告第11号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について、御報告を申し上げます。

本報告は、財政健全化判断比率の報告と同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度の決算数値に基づき算定された、それぞれの地方公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本2件の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、報告名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

なお、本2件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告のみでありますので御了承願います。

---

#### 日程第7. 議案第36号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第7、議案第36号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第36号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て任命することになっております。

これまで御就任をいただいております興梠浩幸氏の任期は、9月25日をもって任期満了となることから任命を行うものであります。引き続き就任を要請いたしましたところ、内諾をいただきましたので、任命同意の提案を行うものであります。

なお、任期につきましては、令和7年9月26日から令和11年9月25日までとなっております。

興梠浩幸氏の略歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第36号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第8. 議案第37号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第8、議案第37号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第37号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を聞いて、法務大臣に推薦しなければならないことになっております。

今回お願いしますのは興梠美智宏氏の辞任に伴う後任者として大字桑野内百6番地の浅井啓二氏であります。浅井氏につきましては委員をお引き受けいただきますことに内諾をいただいているところであります。

任期は、令和8年1月1日から3年間となっております。

履歴につきましては、添付の資料にありますとおり、人物的にも人権擁護委員として適格者であると存じます。

以上で、説明を終わります。審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第37号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第9. 議案第38号

日程第10. 議案第39号

日程第11. 議案第40号

日程第12. 議案第41号

日程第13. 議案第42号

日程第14. 議案第43号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第9、議案第38号令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、議案第43号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第43号までの6件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本6件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第38号令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度五ヶ瀬町一般会計は、歳入決算額59億7,856万7,805円、歳出決算額

57億1,800万3,313円で、歳入歳出差引き2億6,056万4,492円となっております。このうち繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は1億1,711万6,492円となりました。

歳入の状況ですが、町税については、固定資産税を除き前年から減少したものの固定資産税が3,600万円程度增收したことから、前年度比8.6%増の3億1,045万1,522円となりました。

地方交付税は、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供できるよう国が前年を上回る一般財源総額を確保したことから、前年度比4%増の26億1,929万1,000円となりました。

国庫支出金は、繰越明許を含めた災害復旧費国庫負担金の増等により、前年度比1.9%増の8億9,195万633円となっています。

県支出金は、災害復旧費県補助金の微減等により、前年度比5.2%減の6億5,346万1,363円となりました。

寄附金は、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税の減から、前年度比27.6%減の2億4,186万9,500円となっています。

繰入金では、減債基金繰入金及び五ヶ瀬町応援基金繰入金を増額した一方、財政調整基金からの繰入れを行わなかったことから、前年比46.1%減の1億3,777万7,697円となっております。

繰越金については、災害復旧事業における事故繰越の発生に伴い、前年度比10%増の2億9,575万3,037円となりました。

また、地方債は、向坂山森林公園整備事業債及び消防防災施設整備事業債の増額により、前年度比17.7%増の4億3,754万4,000円となりました。

次に、歳出について目的別に構成比の高い経費から見てみると、災害復旧費9億6,558万424円で16.9%、民生費8億1,453万1,385円で14.2%、農林水産業費7億909万3,466円で12.4%、総務費6億4,148万8,232円で11.2%となっております。

令和6年度一般会計決算の特徴として、多目的広場造成工事等の庁舎関連大型工事、福祉センター屋根改修工事が令和5年度まで完了したことによる公共事業の減や、令和6年度から経営統合した五ヶ瀬町国民健康保険病院に繰り出した留保財源確保分が当該年度ではなかったことにより、繰出金が大幅に前年度から減少したものの、令和4年災等に伴う災害復旧事業の本格化や広木野一般住宅2棟の建設、県単営農飲雜用水施設整備事業、2シーズン休止を余儀なくされたスキーチームの再開に向けた修繕等に係る経費等のインフラ整備の増額等に伴い、前年度比で決算額が

増額しています。

一方では、災害復旧に係る国庫負担金等が当初見込みより増加したことにより、一般財源が充足され、数年ぶりに財政調整基金を取り崩すことなく、逆に基金積立てをすることができました。令和6年度末の財政調整基金残高は14億9,146万円程度となっております。

公債費及び地方債借入れのバランスでは、4億6,725万円程度の元利償還を行い、4億3,754万4,000円の借入れを行っており、令和6年度末地方債残高は42億2,400万円余りと前年度末と比べ若干の減少となりました。

以上が、一般会計決算の概要でございます。

次に、決算状況による財政分析についてですが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は経常的な物件費及び補助費等の上昇に伴い97.8%と、前年度と比べ6.2ポイント上昇しております。

さきに報告させていただいた地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標は、西臼杵広域行政事務組合病院事業負担金及び退職手当負担見込額の上昇並びに充当可能基金の減により、将来負担比率が表現されたものの全ての指標において基準を満たし、健全性を維持しております。

これらのことから、五ヶ瀬町の財政状況は、数値の上では引き続き健全な状態を維持しているものと考えておりますが、経常収支比率が硬直化傾向で推移しており、主要な一般財源であります地方税や地方交付税は、国の方針に大きく影響され、今後の五ヶ瀬町の財政見通しには先行きの見えない部分もございます。

引き続き事業の選択と集中を徹底するとともに、健全な財政の堅持に努めていかなければなりません。

なお、詳細な決算内容につきましては、委員会において、それぞれの担当課長から説明をさせていただきます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第39号令和6年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

簡易水道事業は、町民の日常生活を支える重要な役割を担っており、安全で良質な水を供給するとともに、公営企業として健全な経営を保持するため、経費の節減と予算の効率的執行に留意し、運営してまいりました。

令和6年7月には、人口減少による水道料金収入の減少や老朽化した施設の更新・耐震化等の課題に対応するため、五ヶ瀬町新水道ビジョンに基づき、水道料金の改定を行い、財源の確保などの経営健全化に向けた取組を行っています。

また、令和6年度より地方公営企業法を適用し、複式簿記・発生主義の公営企業会計に移行しました。これらにより保有資産の価値や経営状況を的確に把握することができるようになりました。

それでは、決算状況につきまして、ページを追って御説明いたします。

決算書1ページ、第1款水道事業収益の決算額は1億4,672万1,071円、内訳は、第1項営業収益が3,946万6,520円、第2項営業外収益が1億445万2,507円、第3項特別利益が280万2,044円となっております。

次に、2ページ、第1款水道事業費用の決算額は1億4,006万1,214円、内訳は、第1項営業費用が1億3,766万8,211円、第2項営業外費用が239万3,003円となっております。

次に、3ページ、第1款資本的収入の決算額は7,287万円で、内訳は、第3項企業債が5,300万円、第5項他会計補助金が1,987万円となっております。

次に、4ページ、第1款資本的支出の決算額は8,446万2,562円、内訳は、第1項建設改良費が1,743万9,410円、第2項固定資産購入費が209万円、第3項負担金が2,553万5,000円、第4項企業債償還金が3,939万8,152円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,159万2,562円は、当年度分損益勘定留保資金で補填を行いました。

次に、5ページ、損益計算書は、営業収益に対する営業費用、営業外収益に対する営業外費用を対比して記載しております。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失は9,808万5,188円、3の営業外収益から4の営業外費用を引いた営業外利益は9,784万7,959円であります。

収益から費用を差し引いた経常損失は23万7,229円でありました。

経常損失に5の特別利益の280万2,044円を加えた当年度純利益は256万4,815円となり、6ページ、当年度未処分利益剰余金は256万4,815円となりました。

次に、8ページ、貸借対照表について、御説明いたします。

資産の部、1の固定資産は、有形固定資産、無形固定資産の合計で、16億7,233万4,759円であります。

2の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品等の合計で、4,893万2,871円、資産合計は17億2,126万7,630円となりました。

負債の部、3の固定負債合計は3億1,804万7,224円であります。

次に9ページ、流動負債合計は7,080万6,508円、5の繰延収益合計は11億4,890万7,678円で、負債合計は15億3,776万1,410円となりました。

次に、資本の部、6の資本金合計は1億8,094万1,405円、7の剰余金合計は256万4,815円となり、資本合計は1億8,350万6,220円となりました。

負債と資本の合計額は17億2,126万7,630円となり、8ページの資産合計額と一致するものであります。

簡易水道事業報告につきましては、10ページから17ページまでに記載しておりますが、詳細については委員会において担当課長から説明をさせます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第40号令和6年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

国保財政の安定的運営のため、財源の確保と医療費の抑制に努めてまいりました。その事業運営を決算書232ページの歳入から御説明いたします。

歳入の要となります国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分の現年課税分及び滞納繰越分であります。収納率は全体で92.9%となりました。

国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金であります。

県支出金につきましては、保険給付費等の必要額を県から交付されるものであります。

繰入金につきましては、人件費、事務費、保険税軽減措置及び保険者支援としての保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業等、一般会計からの法定内繰入れであります。

繰越金は、令和5年度からの繰越であります。

諸収入は、国保税の延滞金、被保険者からの納付金及び令和5年度特別交付金特定健康診査等負担金の追加交付金が主なものであります。

続きまして、236ページの歳出を総務費から説明いたします。

総務費は、人件費及び事務費、システム改修費、運営協議会費等の支出であります。

保険給付費につきましては、被保険者の療養給付費及び高額療養費が主な内容であります。

国民健康保険事業費納付金は、県の財政運営に係る事業費分を納付するものであります。

保健事業費は、疾病予防、特定健康診査及び特定保健指導が主な内容であります。

諸支出金につきましては、令和5年度保険者努力支援交付金返還金及び直営診療施設勘定繰出金が主な支出であります。

決算額は、歳入総額4億8,218万9,051円、歳出総額4億7,053万2,898円、差引残額1,165万6,153円を翌年度へ繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして、担当課長から説明をさせます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第41号令和6年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出の認定について、提案理由の御説

明を申し上げます。

令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度であり、安定した保険運営と地域包括ケアシステムの構築、自立支援、重度化防止に向けた取組を進めてきました。今後も中長期的な視野に立って、計画実行に努めてまいります。

それでは、決算書276ページ、保険事業勘定の歳入から説明をいたします。

保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、現年度分の収納率は97.02%となっております。

使用料及び手数料は、介護保険料の未納者に対する督促手数料であります。

国庫支出金及び県支出金につきましては、主に介護給付費に対する負担金と、国庫補助金として市町村の高齢化率等、地域の実情に応じて交付される財政調整交付金です。

支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に当たり、介護給付費等の負担割合に応じ、支払基金からの交付金が主なものです。

繰入金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担金、人件費及び事務費及び低所得者層の保険料軽減分について一般会計から繰り入れたものです。

繰越金は、令和5年度からの繰越金です。

諸収入につきましては、地域支援事業の利用者負担金です。

次に、280ページの歳出について御説明いたします。

総務費につきましては、総務管理費及び介護認定審査会費の人件費が主なものであります。

歳出総額の86%を占める保険給付費につきましては、要介護者に対する介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び要支援者に対する介護予防サービス費が主なものです。

地域支援事業費につきましては、要介護状態になることを予防する介護予防事業や、地域包括支援センターの運営費が計上されております。

諸支出金につきましては、令和5年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金等の精算による国等への償還金及び介護給付費準備基金への積立金が主なものです。

次に、328ページ、介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

サービス収入は、要支援認定者への介護予防サービス計画作成における収入です。

繰入金は、保険事業勘定からの繰入金です。

諸収入は、ICT導入支援事業におけるシステムライセンス料の支援事業者からの補填分です。

次に、330ページの歳出について御説明いたします。

総務費につきましては、地域包括支援センターの事務費です。

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額5億3,049万158円、歳出総額5億1,344万2,529円、差引残額1,704万7,629円を翌年度へ繰越いたします。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会において担当課長から説明させます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第42号令和6年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

75歳以上の後期高齢者の医療費は、全国的には増加傾向にあり、保険者の負担も増加しています。そのような中、医療費の抑制と保険料納付への理解を求め、安定的な運営に努めてまいりましたところであります。

その事業運営を決算書342ページの歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、年金から徴収する特別徴収と口座振替等による普通徴収がありますが、収納率は全体で99.9%となりました。

繰入金は事務費と保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入れであります。

続きまして、344ページからの歳出を御説明いたします。

総務費は、事務費等の支出であります。

後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定負担金を、県広域連合へ納付するものであります。

保険事業費につきましては、後期高齢者健康診査に係る費用であります。

決算額は、歳入総額6,479万3,455円、歳出総額6,425万9,573円、差引残額53万3,882円を翌年度へ繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会において担当課長から説明をさせます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第43号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計決算について、提案理由の説明を申し上げます。

五ヶ瀬町奨学金特別会計につきましては、佐伯勝元氏からの寄附金を佐伯勝元教育基金として積み立て、その基金の一部を奨学金として制度化し、合わせて特別会計を設置しているものであります。

奨学金の貸付けを受ける者は、五ヶ瀬町に住所を有し、生活実態のある者の子弟であって、学校教育法第87条に定める大学に在学する者で、学費の支援を必要と認められる者となっております。

歳入は、一般会計繰入金が777万6,000円、貸付金収入が122万4,000円、歳出は、奨学金費が900万円となっております。貸付金対象者は、4年制大学及び6年制大学に在学する13名となっており、貸付終了した6名からの返済が貸付金収入となっております。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして、教育次長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの6件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

---

日程第15. 議案第44号

日程第16. 議案第45号

日程第17. 議案第46号

日程第18. 議案第47号

日程第19. 議案第48号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。日程第15、議案第44号五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、日程第19、議案第48号五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第48号までの5件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本5件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第44号五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、全国的に行われる地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化において、本町が個人番号を独自利用することに關し必要な業務について、本条例別表第1及び別表第2に掲載すべく条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年6月に公布され、選挙長をはじめとする選挙事務に従事する者の日額報酬の単価が見直されたことから、本条例別表の当該報酬の額の欄を整理するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第46号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、簡易宿泊施設ふれあいの里の宿泊料金におきまして、昨今の物価高騰の影響を鑑み、宿泊状況等の現況を勘案し、金額を見直すものであります。

なお、実際の宿泊料金は、本条例で規定する額を上限として、同施設の管理者であるふれあいの里管理運営委員会が設定し、徴収するものであります。

また、地方公共団体情報システム標準化に関する法律の施行に基づき、本町の行政システムの標準化システムへ移行され、町が交付する各種証明書の様式が変更されることに伴い、同条例別表第2、寄帳の閲覧と交付に関する区分と手数料の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第47号五ヶ瀬町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級である者の医療費助成について、助成対象としている都道府県が大半を占めている状況であり、令和7年10月から宮崎県内においても、その精神科入院以外の医療費が助成の対象となることを受け、本町においても同様の助成拡充を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第48号五ヶ瀬町簡易水道給水条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、五ヶ瀬町簡易水道事業第3次経営変更認可で、坂狩地区簡易水道事業を五ヶ瀬町簡易水道事業へ統合したことにより、別表第1の施設の区分及び給水区域から坂狩地区簡易水道を削除し、五ヶ瀬地区簡易水道に坂狩を追加するものです。また、別表第3の料金区分を坂狩・五ヶ瀬地区から五ヶ瀬地区に変更するものであります。

次に、兼ヶ瀬地区の供用開始に伴い、別表第1の施設の区分及び給水区域から兼ヶ瀬地区簡易水道を削除し、赤谷地区簡易水道から滝下を削除し、五ヶ瀬地区簡易水道に兼ヶ瀬、滝下を追加するものです。また、別表第3の2放任給水料金から兼ヶ瀬地区を削除するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの5件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

---

日程第20. 議案第49号

日程第21. 議案第50号

日程第22. 議案第51号

日程第23. 議案第52号

日程第24. 議案第53号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第20、議案第49号令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第24、議案第53号令和7年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号から議案第53号までの5件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本5件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第49号令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、今年度の各種事業において、国県補助金の内示等や事業の進捗過程における事業費の調整、地域活性化拠点エリア構想における経費及び年度途中で発生した施設等の維持管理費等の計上が主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億8,900万円とするものです。

それでは、1ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入の主なものから説明します。

町税は、町民税等の滞納繰越分の確定により、減額調整を行っております。

地方交付税は、留保している財源のうち、普通交付税1,006万6,000円を一般財源として追加いたします。

国庫支出金は、令和7年度予備費及び令和6年度補正分の地方創生臨時交付金、官民連携基盤整備推進調査費の新規追加による増額が主なものです。

県支出金は、中山間地域等直接支払推進費補助金、魅力あるふるさと環境づくり事業補助金の追加採択による増額が主なものです。

繰入金は、町有地整備事業に伴う公共施設等整備基金繰入金、森林環境対策事業に伴う森林環

境譲与税基金繰入金整備及び魅力あるふるさと環境づくり事業の増額に伴う簡易水道事業会計繰入金の増額が主なものです。

繰越金は、前年度の純繰越額により増額調整しております。

町債は、地域活性化拠点エリア構想の推進、魅力あるふるさと環境づくり事業及び向坂山森林公園整備事業における財源確保のため、過疎債等を増額しております。

次に、3ページの歳出の主なものについて説明をいたします。

総務費は、室野分譲地敷地整備工事、仮称道の駅ごかせ基本設計業務、特定地域づくり事業共同組合設立等支援事業の計上による増額が主なものです。

民生費では、定額減税不足額給付分、中央保育所及び鞍岡保育所施設修繕料を計上しました。

衛生費では、給水施設整備事業補助金の計上が主なものです。

農林水産業費は、畜産業費及び繁殖素牛導入助成事業、林業振興費における森林環境譲与税を活用した林道維持に係る経費の追加計上、農地における県単営農飲雜用水施設整備工事の追加計上により増額をしました。

商工費は、第3セクター運営費補助金、観光施設における修繕に係る経費、令和7年度予備費分地方創生臨時交付金を活用した第三セクター事業継承支援給付金及び森林公園事業費における施設修繕及び整備に係る経費を追加計上しております。

土木費は、道路維持等に係る道路維持費を増額しております。

教育費は、町指定しだれ桜保全事業委託料を追加計上しました。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第50号令和7年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の増額、資本的収入及び支出の減額が主なものです。

議案書1ページを御覧ください。

予算第3条に定めました収益的収入及び支出の収益的収入中、営業外収益を205万1,000円増額し、水道事業収益の総額を1億2,215万1,000円とするものです。

次に、収益的支出の営業費用を1,006万2,000円増額し、水道事業費用の総額を1億4,829万6,000円とするものです。

議案書2ページを御覧ください。

予算第4条に定めました資本的収入及び支出の資本的収入中、企業債を550万円減額し、資本的収入の総額を7,759万1,000円とするものです。

次に、資本的支出の建設改良費を823万9,000円減額、負担金、一般会計繰出金を262万5,000円増額し、資本的支出の総額を1億321万4,000円とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第51号令和7年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,409万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,471万4,000円とするものです。

予算書1ページの歳入について御説明いたします。

国民健康保険税は、現年度課税分及び滞納繰越分の調定額に合わせて増額しております。

国庫支出金は、子ども・子育て支援事業費補助金によるものです。

繰越金は、前年度決算により増額しております。

諸収入は、延滞金の調定額に合わせて増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、子ども・子育て支援金創設に伴うシステムの改修委託料の増額によるものです。

諸支出金については、令和6年度国民健康保険特定健康診査及び保健指導負担金の額の確定に伴う返還金です。

予備費につきましては、保険税と繰越金及び諸収入を調整し、増額しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第52号令和7年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,222万8,000円とするものです。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ213万1,000円とするものです。

まず、保険事業勘定について、1ページの歳入から説明いたします。

保険料は、滞納繰越分について調定額に合わせて増額をしております。

繰入金は、その他一般会計についての増額です。

繰越金は、前年度繰越額の確定に伴い増額しております。

続いて、2ページの歳出について説明をいたします。

総務費は、人件費等の増額です。

保険給付費は、サービス間での組替えを行っております。

諸支出金は、社会保険診療報酬支払基金の介護給付及び地域支援事業交付金の償還金の増額です。

予備費は、歳入歳出の差額を調整し増額しております。

次に、介護サービス事業勘定について、8ページの歳入から説明いたします。

繰入金につきましては、保険事業勘定から繰入金を増額しております。

最後に、9ページの歳出について説明いたします。

総務費は、地域包括支援センター運営協議会委員報酬等の増額です。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第53号令和7年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ157万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,905万4,000円とするものです。

予算書1ページの歳入について御説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、今年度の保険料調定額に合わせて増額をしております。

繰越金は、前年度繰越額の確定に合わせて増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金は、今年度の広域連合納付金に合わせて増額をしております。

予備費につきましては、保険料、繰越金を調整し、増額計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの5件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

---

## 日程第25. 議案第54号

## 日程第26. 議案第55号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第25、議案第54号物品購入契約の締結について及び日程第26、議案第55号物品購入契約の締結についての2件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号及び議案第55号の2件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本2件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第54号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、700万円以上の不動産又は動産の買入れにおいては、議会の議決が必要とされております。

本件は、スクールバスの更新に伴う物品購入契約であります。平成20年4月から運行しておりますスクールバスは、現在3台で運行しておりますが、車両の更新基準値を超過している状況です。この状況を解消するために、へき地児童生徒援助費等補助金を活用し、29人乗りバスを1台購入し、改善を図ってまいりたいと存じます。

契約金額は、985万7,530円であります。納期は契約の日から令和8年3月27日までとしております。

なお、納期の変更、契約変更に伴う契約金額の1割以内の変更につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分で対応するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議案第55号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和7年度宮崎県公立学校情報機器整備事業に伴う町内4小学校の児童用タブレット端末について、更新を行うための物品購入契約であります。

この契約については、企画提案協議を実施し、富士電機ITソリューション株式会社宮崎支店支店長上村修司を購入候補者と決定しております。

契約金額は745万7,472円であります。納期は契約の日から令和8年3月27日までとしております。

なお、納期の変更、契約変更に伴う契約金額の1割以内の変更につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分で対応するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの2件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

---

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、9月4日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（菊池光一郎君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時12分散会

---

## 2 目 目

## 令和7年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(第 2 日)  
令和7年9月4日

### ○ 会議に付した事件

日程第1. 一般質問

### ○ 出席議員（9名）

1 番 吉村 優	議員	2 番 黒木 孝次	議員
3 番 矢野 宏	議員	4 番 甲斐 義則	議員
5 番 小笠原 将太郎	議員	6 番 田中 春男	議員
7 番 渡邊 孝	議員	8 番 佐藤 成志	議員
9 番 甲斐 政國	議員		

### ○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘  
教育長 津奈木 考嗣  
監査委員 後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	北島 隆二	建 設 課 長	飯干 良二
企 画 課 長	甲斐 浩二	会 計 室 長	宮本 慈子
町 民 課 長	後藤 重喜	教 育 次 長	垣内 広好
福 祉 課 長	山中 信義		

### ○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 菊池 光一郎 書 記 田邊 永子

午前10時00分開議

○事務局長（菊池光一郎君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（佐藤 成志君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に発言を許します。

初めに、5番、小笠原将太郎議員、御登壇願います。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 議席番号5番、小笠原将太郎、通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項1、五ヶ瀬ハイランドスキー場に対する補助金の効果について。

質問の要旨、町の重要な第三セクター五ヶ瀬ハイランドスキー場は、自然環境の変化や利用者の減少などに伴い厳しい状況である。その経営は、町からの補助金により成り立っているのが現状だ。少しでも多くの方に来ていただくために重要になるのが、営業、宣伝の集客活動である。

南ちゃんシリーズの宣伝は話題となり、ある程度の効果は上げていると思われる。しかし、補助金に頼らずに単独で収益が上げられるようにするには、もっと工夫と努力が必要だと思われる。

次の3点について町長の考えを伺う。

1、各補助金ごとの使用目的と効果について。2、営業を続ける限り、補助金は投入していくのか。3、第三セクターに補助金を投入することにより、インフラ整備や住民サービス等に弊害が発生すると思われるが、町長の考えは。

質問事項2、町内の中古住宅の購入について。

移住定住者などを含め、人口減少にブレーキをかけるために、住宅が必要であることは、私も以前からお伝えしており、町長も住宅の増加に取り組まれている。また、空き家も重要な活用資源であり、実際に、私も空き家を購入し移住した。町内には多くの空き家があり、国も利活用を推進している。次の2点について町長に伺う。

1、町内にある空き家を今後町が購入する予定はあるのか。2、五ヶ瀬町空家等対策計画があるが、外部への発信はどのように行っているのか。

質問事項3、移住者の増加対策について。

人口減少は日本全体の社会問題であり、その要因は多岐にわたる。五ヶ瀬町もその大きな本流に飲み込まれ流されているのが現状である。この状況を少しでも改善し、すばらしく美しい五ヶ瀬町を存続させるためには、移住者、引っ越してくる人を増やさなければならない。

次の3点は、五ヶ瀬に住もうと思うきっかけになると思うが、町長の考えを伺う。

1、移住者を紹介した人へ謝札を支給してはどうか。2、移住者のニーズに応じ、ニーズに特化した住宅を建設する考えはないか。3、移住者募集の活動として50キロ圏内の企業で働く人たち向けの住宅建設、また通勤交通費の補助を行ってはどうか。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 五ヶ瀬アイランドスキー場に対する補助金の効果についての中で、1、各補助金ごとの使用目的と効果についてを伺いたい。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。では質問にお答えしますが、その前に台風15号が近づいてございますが、今朝も課長会を開いて上級したんですが、今のところそんなに大きな影響はないのかなと思いつつも、道、それから土砂崩壊含め、さらには農家に影響ないことを祈っております。

それでは、1点目の御質問にお答えいたします。

まずは、質問に対してですけども、補助金全般、どの補助金かがちょっと分からぬると、もし昨年度の決算内容のお話であれば、今回の9月の決算委員会の中で詳しく、町としての補助金内容は説明するものでありますし、さらに、昨年度決算内容のものであれば、同じく9月の補正の中で、行財政委員会に付託をされておりますので、そこで会社から詳しく説明する内容かなということを、先にお伝えしたいと思います。

よって、五ヶ瀬アイランドスキー場に対する補助金につきましては、第三セクターの安定的運営を図るため、予算に定めるところにより、第三セクター運営経費補助金として交付を行っているということが、全体の補助金ということで、考えたことでございます。

なお、以前は委託料、それから指定管理料として交付をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 私、このスキー場の経営に関わる町からの補助金についての質問は、度々行わさせていただいておりますし、今年の第1回定例会においても、スキー場に対する御質問はさせていただいております。

意図するところは、少しでもスキー場の経営改善を行い、この五ヶ瀬の宝であるスキー場を存続させたいという思いで、質問をさせていただいておりますが、ここで社長である町長に1つだけお聞きしたいんです。

他の同等のスキー場といいますか、と比較されたことはあるのかどうか、それを一つお聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。何を比較したということでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 五ヶ瀬、いわゆる補助金、町からのお金がどれだけ投入されているか、要するに補助金の額、五ヶ瀬町と五ヶ瀬ハイランドの関係において、お金が動いているというのは間違いない事実でございます。

今回の一般質問でも、補助金のことを聞いとるんですけれども、そういう全国にスキー場、またいろんなタイプのスキー場がございますが、またスキー場以外の第三セクターに対する補助金とかの金額について、考えられたことはあるのか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。県内でも発表されておりますし、この分については、前回も御質問の中で言われていた部分かなと思いますし、全国のスキー場等々は、国の林野庁が関係しております会議に、我々も入っておりますので、そこの情報を頂いたりということでございます。

またいろんなパターンがありますので、単純に比較できるものではないのかな、ただ参考にはなるということで、そういうものは参考にしながら、日々考えているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） はい、分かりました。

それでは、2番の質問なんですけども、営業を続ける限り、この補助金は投入をしていくのか、投入を続けていくのかということを、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 2点目の御質問なんですけども、補助金交付につきまして、事業所からの申請を受けて審査をし、決定をするものでありますが、そのときの状況見ながら、判断していくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） ということは、今のお言葉、内容は投入は続けていく、状況に応じて金額の多寡はあるとしても、投入は続けていくということでよろしいですか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。後ほど3点目の質問の中で、またお話をいたしますが、ハイランドスキー場の存在意義を考えまして、併せ持つて支援の必要があるかということを考えいくということでございます。

これまで同様、また先ほどありましたが、全国の様々な第三セクターもそうなんですが、その存在意義、必要性を鑑みて、指定管理料をお支払い際には、支援金をつくるということが、通常そのようなことで、目的達成をしているということでございます。

さらに、今後どうするかということは、また別の視点を入れてと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 理解いたしました。

それでは、3番目の質間に移らせていただきます。第三セクターに補助金を投入することにより、インフラ整備や住民サービス等に弊害が発生すると思われるが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。3番目の御質問にお答えをいたします。

まず、弊害という言葉の意味を捉えますと、害になる悪いことという、直接的にはそういうことになるんですが、また振り返ってみると、五ヶ瀬ハイランドスキー場は、平成6年から会社経営になって31期でございます。

さらには、その前が平成の2年からオープンしてやってきてございまして、その支援もずっと当初から、先ほど言いましたが、委託料、その他支援をしながら経営をしてきたということでございますが、害があることが発生、逆にしてきたかということの振り返りをしますと、基本的にはなかったと認識しております。

スキー場の補助金があるから、別の事業を断念したという記憶はないということでございますし、これまでも、それぞれの財政努力をやりながら、現時点では、ふるさと納税を増額するとか、それぞれの努力をしながら、住民の幸福の向上を目指して予算組みをして、今年も60億近く、60億超えて予算組みして、町の発展に寄与しているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 他のところに弊害、弊害という言葉、害を及ぼすということで、言葉が悪いかもしれませんけども、五ヶ瀬町でよく聞く話は、予算がない、予算がないでできない、という言葉をいろんなところからお聞きいたします。

小学生でも言うんではないかなと、僕は思っているぐらい、いろんなことをお願いすると、予算がないということを言われる、ということは、私は感じております。

皆様のこちらにいらっしゃる執行部の皆様も、いい悪いは別として、それを感じている方もいらっしゃるのではないかなと思います。

ただここで僕が言いたいのは、スキー場を続けていくために、この発言をしているということを、たびたび申し上げますけども、ただ私たびたびこれを出させていただいて、またかと。

前回第1回目のときも、長野県のやつを出させていただいたんですけども、現状、利用者が減っている。将来の見通しと温暖化、それから若者、いわゆる人口が減ることによって、人口の中に占める若者の比率が減る。そういうことによって、スキー場、スキーをする、スキー離れが行っている。

それから、索道施設、いわゆるリフトですね、いろんな施設がもう経年劣化、バブルの頃に大体のスキー場ができる、それらが30年、40年たち、お金がかかる時期に来ているということで、本場である長野県ですら、どうしようかということを真剣に考えている次第でございます。

また、白馬といって、長野県の中でも非常に名前が通っている、外国からでも人が来るスキー場においても、国内のスキーヤーだけに頼っていたのでは、成り立っていない。ではどうするかということで、インバウンド、海外の人たちを呼び込もうということを、真剣に考えていらっしゃいます。

ですので、私、この五ヶ瀬町にあるスキー場を存続するために、よりその努力を行っていただきたいと思いますが、その御決意を町長にお聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。日頃から本当に御協力いただいたり、様々なアイデアをいただいて、昨年も町のバスに書いてあるスキー場のものを、もっと道路側に見せたほうがいいんじゃないとか、ポスターを掲示したほうがいいんじゃないか、見えるところに、さらにはステッカーをという話もありましたので、それぞれアイデアを頂いたものについては、できるものもすぐやったし、今年も、そのことも含めて既に指示をしております。

できるだけやることということで、現在進めていますのは、大学等々に、熊本、宮崎も既に何遍も足を運ばせていただいて、今週も行くようになっていると思いますが、そこで、大学生協と一緒に取組をしたりとか、さらには大学祭というんですか、大学祭でPRのするようなことを、一緒に取り組んでいただくとか、様々な新たな取組をしながら、集客をしたいということで考えております。

ちなみに、昨シーズンは九重では、これまでの最高の入り込みだったということも伺っておりますので、ターゲットをきっちり絞ってPRしていくことが、集客につながるのかなということで考えて、また議員からも様々なアイデアを頂きながら、具体化していきたいなと思っております。

加えまして、先ほどの続きになるんですけども、五ヶ瀬ハイランドスキー場は、平成2年にオープンをしました。もともと、これまでお話をしてきたとおり、五ヶ瀬町の基盤産業に当る農

業と含めて、それから外貨を稼いできて、それを町内に回すと、数少ない企業だということでございます。当然ですが、地域活性化のため、観光振興を図るためにできた施設であると考えております。

これまで150万人ぐらい、あの山の上に集客をしてきましたし、収益的には70億円以上を上げてきたということでございます。ほかにも宿泊の収益、その他物品の購入等々、様々な効果があると考えてございます。

これまで毎年七、八十人の雇用を生み出してきたということ、それから子供たちのスキ一体験、それから中等教育学校のスキーも国体で活躍していると、様々、町の顔としても、外への、町外の町のアピールができたというのは、やっぱりスキー場という存在が果たす役割が大きかつたんだろうなというふうに思っています。

さらには、五ヶ瀬町、この山の中ですけども、大きな観光地が、高千穂と違つてあるわけではありませんので、いわゆる目的地として訪れるという、目的地としてのスキー場ということを考えると、今後、高速道路が開通すれば、さらに目的地としての役割を果たすのかなというふうに考えてございます。

ただ、というようなことで、これまで外貨を稼ぐ、そして雇用を生む、そういった町のPRになるということで、当初20億円くらい投入して施設を建設して、今現に人を呼ぶことができる施設として現存するということで、基本的には、支援をしながら外貨を稼ぐ施設、使える施設があるものを、みんなで一緒にやって活用していく、外貨を稼ぐということが基本的な考え方で、今、議員もぜひぜひという話だったんですが、やりながら、そこにきちんとした努力をしていくということを、否定するものではありません。努力をしながら、必要な支援はやるけど、努力はきちんとやってということで考えてございます。

ただ、議員おっしゃったとおり、今後の課題は何なんだということも、きちんと押さえて、今後のことを考えなければいけないということでございます。

例えば、地球温暖化の話がございました。昔からすると、地球温暖化が進んでいるんじゃないかという話も、以前、宮崎の（チュンダイショウ）ともお話ししたんですが、ただ明確にこうは言えないんですよという話をされたんですが、ただ肌感としては明らかにそうなってきてているなと、でございますんで、そのことをどう考えていくか、さらには、地球温暖化が来ても、雪さえ確保できれば、スキー場は営業できます。

ですので、そのためには造雪機が必要です。今の造雪機が、今は使っていますが、いつまで使えるのかという見込みを立てながら、その対応として新たな投資がいる。そういったことを含めながら考えていく必要があるということで、これまでの話と、現状と、それから今後の話ということをきちんと踏まえながら議論をして、これまでのものを含めて、今後ということが、今置か

れている我々と、それから議会の皆様ときちっと一生懸命考る、知恵出しをするということを、これまでお願いしてきて、6月にも議会の中で、詳しく現状、それからこれまでのことを含めてお話をさせていただきました。

この9月の議会で、さらに現状と今後の話、先ほど言いました、お話と、さらには最終的にいろんなお金がかかってきます。当然建てるときには、印紙や最終のコストがかかります。それからあれにコストがかかって、最終的には処分という費用使っていく、想定しながら、そんなイメージの中で、議員の皆様と議論をして、現状はどう取り組むべきかと、一生懸命議論をして、方向性を見出したいなというのが、今現在の考えです。

ただ、先ほど言いましたとおり、これまで目論みとした雇用でありますとか、経済の話が、今現在なくなつたときには、じゃあその代替えができるのかと、年間の雇用、それから外貨を稼ぐシステムがなくなると、基本的には町内の経済がしぶんでいくということも考えなければなりませんので、これまで90億円稼いだものが、どんどん減ってきていったら、その方向性は見るとしても、そういうものが代替えとして、考えるべきことができるのかということも含めて、俯瞰的にものを見て、我々議論すべきかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 非常に考えられているなということを、身をもって分かりました。

町長はずつとこちらにいらっしゃって、スキー場とともにといいますか、スキー場ができていく過程を、こちらにいらっしゃる皆さん、私たちの仲間である議員の皆様も同じような環境で、スキー場を見守ってこられたので、私のような移住者が感じることよりも一層スキー場に対する愛着といいますか、は高いものだと、私は思っております。

このスキー場の話で、僕ちょっとひとつずれるかもしれないんですけど、この間テレビでスキー場の特番が、大分前ですけど、MR Tですか、宮崎の放送局でございまして、そのときに、これ前に話したか、非常に人が多かった。びっくりするくらい人が多いときが、オープンから何年間は続いておった。ただ、そのとき、なぜか赤字だったという。いろんなお金の動きがあったかもしれないんですけども、そういうこともあったということです。

ですので、今からはもうその昔のことはもう忘れて、新たなスタートを切らないといけない時期に、もう日本中のスキー場といいますか、はなっていると思います。

この頃、さすがに夏の利用ということは、台風があつたりとかして、あまり言われなくなつたと思うんですけども、他の、先ほど言いました白馬のスキー場なんかは、山林のゴーカートというんですか、いわゆる大人が乗る三輪車、子供が乗る三輪車の大きくしたバージョンです。ブ

レーキもあるし、ヘルメットもかぶっていただいて、安全に気をつけていただいて、下って楽しんでいただくというようなこともやっていたり、ジップラインといって、昔でいうと、ターザン遊びというんですか、大きな長いやつ、長い距離をロープを身一つで下っていくということをやったり、いろんなことを他の、簡単な表現をすれば、スキー場で儲かっているんじやないかと思われるところですら、夏場そういうことを真やついらっしゃいます。

ですので、私たちのこの愛すべき五ヶ瀬ハイランドスキー場は、結構（ツキチ）でやっているのが現状ですんで、そういうところも考えて、実行に移していくべきだと思いますが、改めて聞きますが、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。そういうようなことだろうなということで、オールシーズンに活用できるようなことを検討したいと、これまでやってきたんですが、他のスキー場でやっているものがたくさんあるんですが、何というんですか、設置の条件が随分と違ったりということですが、入場に1つプールがあって、なかなか難しい面があるなということと、さらには、水道、電気問題がありますので、それを、課題を克服しながら、どうできるかということは、これからのことかなと思いますが、昨年のシーズン、議員もスキー場に何度も足を運ばれて、現地を見られたと思いますが、本当に若い人たちが、たくさん来て活気を呈しておりました。もっともっとということが、本来の趣旨かなと思って、頑張らなと思っております。

先ほどのお金がないというところのお話ですけども、全体としては、やはり人口が減って、さらには高齢化が進み、税金を基本的に多く支払う若者の数が減ってきてているということで、どうしても税収も減ってくるとなれば、自由に使えるお金がないというところは、正直なところです。これはどこの町、同じだろうと思います。

ただ、お金がない事業ができないという話とは、決してイコールじゃないので、今うちの職員が、お金がないという理由をきつと捉えずに、それで事業ができないということを言うようであれば、それは違うと思います。

例えば、今年は60億ですけど、ちょっと前は40億円、その前は三十数億円ということでうちの予算はやってきました。金は60億あるということです。そのお金を福祉じゃ、教育じゃ、道路整備じゃということでやってきていますので、お金がないから、何かできていなかったかということでは、決してないということです。

補助金を持ってきて、いわゆる目的としてやる。それは住民の要望を受けて、補助金を持ってきてやる。それは自由に使えるお金かというと、そうではないということで、自由に使えるお金というのは、当然いろんなことをやることを目的にしたものをして、さらに、自由に使えるお金があるかというところです。

例えば、皆さんから頂く税金とか、あと、ふるさと納税とかというところで、そのところが大きいところは、当然自由に使えるお金があってということですので、その部分は少し訂正をさせていただきたい。そのことが本当は大事かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 分かりました。それでは2番目の質問に移らせていただきます。

町内の中古住宅の購入についてでございます。そのうちの要旨の1です。町内にある空き家を、今後町が購入する予定はあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。2番目の御質問です。

もう端的にお答えをさせていただきますが、予定というのは、決め事ということでございますが、については現時点ないということでございます。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） この件につきましては、第2回、前回の定例会において、中古住宅の購入というのが議案として上げられて、そちらが否決されたという経過があります。

同等の中古住宅というのは、五ヶ瀬町に、私が知っている限り、ほぼ同じ状態というのが、川曲地区に1件、持ち主の方の意向があるので、簡単に売り買いの話に、これは上げてはいいかどうかは分からぬんですけども、人が住んでいない状況の同等レベルのまだ新しい家があるのは、間違いない事実でございますが、もし新しい家ではなく、中古住宅ということで、古い、いわゆる特定空家といわれているような空き家、この五ヶ瀬町の五ヶ瀬町空家等対策計画の中にも書いてありますし、言わば、古くなりすぎて空き家というか、廃屋というか、人に危険を及ぼす可能性もあるような空き家だと、僕は思っておるんですが、そういう空き家の購入、もしくは町が何らかの手打ちというようなことは、考えていらっしゃいますでしょうか。お聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。中古住宅についてのさらなる御質問ですけれども、先ほど言いましたとおり、今どの物件を買うということは決まっているものはないということと、特定空家の取り違いがあるかなと思いますが、特定空家はもう、いわゆる廃屋寸前のもので、何とかしろよという物件で、特定空家については、何とかしろというのが、行政指導の対象物件となりますので、どちらかというと、それははっきり言って、買うようなものではないということです。

町、どこでもそうなんですが、田舎に行けば、我々も不動産屋がない中で、人が住めるように、居住できるようなものを、施策として考えているという空き家の対策であります。

ただ、空き家につきましても、当然ですが、持ち主、それから買いたい人、民々で通常は不動

産業者がいれば、そういうことですので、それがベースであるということで、さらに、先ほど言いました、政策として、定住のために空き家バンク等の制度をもって、その上位計画として空家等対策計画があるということでございまして、これまで五ヶ瀬町も必要な空き家があったものは、購入をしてきております。

例えば、貫原にあります、元五ヶ瀬中等教育学校の教職員住宅を譲り受けて、町のほうで買つてもおりますし、目的は一緒です。

さらには、民民で話が進まなくて、当然御本人の意思も含めつつ、我々が物件の状態を見て、財産としての価値を見ながら、立地条件、それから活用の方法、所有者の意向、それから瑕疵等総合的に判断して、移住定住に活用できるものがあれば、検討をしてということでございます。

さらには、当然幾らで買うかということは、不動産鑑定をして、敷地評価をしてと、さらには金額にもよるとは思うんですけども、議会に諮ってということでございますんで、一つの物の売買のところは不動産業者ですけれども、我々は移住施策として空き家をどう扱っていくかということを、町としてやる。その中に中古住宅が価値として、今後移住施策に使えるとなれば、その個々の物件について検討して、購入を図っていくことは、これからも、今までありました、これからもあるということでございます。

なお、特に水道でありますとか、様々な条件が、やっぱり考えなければならないものもありますので、この物件いいなと思ったものが、じゃあ即物件使えれても、様々な条件がそろわないと、なかなか利活用が厳しいのかなと、こういうものも含めて総合的に判断するものであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 空き家に、今のお話だと、空き家というのは、移住定住、人が住むためということで、私も先ほど申しましたように、空き家を購入して、大分手を入れて、3年空き家になっていたのかな、でも大分大変でございました。

だけどどうにか住むことができて、今こうやって皆様と一緒に生活ができているのは、非常にうれしく思っていますし、空き家を活用するというのは、大切なことだと思いますが、最初に申しましたように、特定空家、要するに危険をそのまま放置すれば倒壊等著しく、保安上危険となるおそれがある状態という、要するに、いつ倒れてきて人に害を及ぼすか分かんないというような空き家も見受けられます。

そして、この空家対策の実施体制、五ヶ瀬町の対策の冊子の中の12ページ、13ページのところに、各課の役割分担というのがございまして、最後のとこです、教育委員会というのがあって、通学路の安全点検のことというのが上っております。実際、五ヶ瀬町、何か所か通学路にそういう空き家がございますが、そういう空き家の購入といいますか、購入ではないんです

けども、お金を出すということです。ということは考えられることはないんでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 多分次の項目と、購入ですから、1の質問なのかなと思いますが、現時点でのそのようなことはないのかなと思っております。

ただ、今ちょっと言い忘れたんですが、今、議員もおっしゃられたとおり、住宅なかなか不足しているということの中で、今、町のほうでは、計画的に町営住宅整備も進めておりますが、まだまだそれでもということもあるかと思いますので、ぜひ中古住宅であれば、安いというメリットもあります。先ほど言いましたとおり、とはいっても安かれ、悪かれということではありませんで、新築費用と比較してメリットがあるということも一つあるのかなと思うとこです。これについては、今後利用するという土地についても、同じような考え方になるのかなと、移住定住の関係ではと思っております。

今おっしゃられた、特定空家については、次の特定空家等対策計画の話にもなるのかなと思いますが、基本的に御本人が持っている空き家を、御本人が対応していくというのが、基本的な考え方で、いわゆる崩すために町が購入というところまでは、今、議論としては進んでいないということです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 壊すところまでは、まだ町は対応できないということで、それでは2番目の質問です。

五ヶ瀬町空家等対策計画があるが、外部への発信はどのようにになっているのか、お聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。これも端的にお答えをさせていただきますが、空家等に関する問題について、本町が取り組むべき対策の方向性について、考え方を示したというのが、この計画でございます。

令和3年から7年までの計画となってございまして、ホームページのほうで公表をさせていただいているとこです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） ゼひこのホームページの充実を図っていただき、やはり住むところがないと引っ越ししてこようという気には、間違いなくならないで、発信をしていただいて、この空家等対策の充実をお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと時間がないので。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 空家等対策計画は、町の取組、方向性を示しているだけですので、外部からどの空き家があるかとか、そういったことは、空き家バンク等々になりますので、これを除いたからといって、どこを住もうかということにはなりませんので、すいません補足させていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 分かりました。答弁書の要旨でホームページというので、僕はうつかり空き家バンクということも考えてしまいましたので、今の発言になってしまいました。 それでは、時間が、3番目の要旨です。移住者の増加対策についての1、移住者を紹介した人へ謝礼を支給してはどうかについて、お答え頂けますでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。全体の感覚としては、面白いなというのと、全体で町民の皆さんも含めて移住のことを考えて、みんなで移住者を増やそうやという方向性は非常にありがたいことでもありますし、皆、取り組むべきことでもあるなと思うところではございますが、とは言っても、なかなか紹介する内容とか、紹介度合いといいますか、どんなことをもって紹介したになるのかとか、どういった人が紹介者なとか、なかなか早急にきっちとしなければ、謝金としてお支払いするということが難しい部分があるのかなというふうに、正直思うところですが、面白い考えでみんなで取り組む、そういうことになればいいなと思いつつも、どういった場面をもって、報償をお支払いする対象になるのかというのは、私、今現在ではもっとそこを決めていかんと、ほんまもんじやないもんなということで、ぜひこれは議員の制度設計があれば、お聞かせいただきながらということなど、今現時点はそういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 言われるとおりで、なかなかシステムといいますか、制度設計というのは、難しいことになると思うんですが、ハンバーガー屋でバーガーキングというハンバーガーショップがあるのは、御存じではあまりないですね。こちらのほうにはない。熊本まで来ました。マクドナルドほど有名ではないけど、大都市圏に行くとあるようなバーガーキングというハンバーガーショップがございます。今度は熊本にも出てきました。

そこがどんなことをしているのか、なぜこの話をするかというと、店舗を探すわけです。どつかに出店したい。そしたら、そのお客様が、ここにできたらうれしい、今回のファミマと一緒にかもしれないんですけど、ここにできたらうれしいから、バーガーキングに登録するわけです。そ

すると、もしそこに店舗が入ったとしたら、20万円その方にあげるということをやっています。

これテレビで僕、見て、そのまま言っているんですけども、実際に、熊本のインターに出たところの商業施設の中に、今度新しくできて、できたんだと、もしかすると、そういうのを使って探したんじゃないかなと思っておりますが、何を言いたいかというと、そういうふうにして、あらゆる手を使って移住者を増やす。

ですので、今申しました謝礼を出すというようなことについては、空き家でも、人でも、対象となる物件や人を紹介してもらい、登録します。そして、それが現実となって、5年間そちらにいてくれる。10年でもいてくれたら、五ヶ瀬町の金券なりをお配りする。もしくは現金でもいいんですけども、お配りするようなことっていうのも考えては、話題にもなりますし、それもらえるなら、ちょっと頑張ってみようかという人が、中にもいるかもしれません、そういう柔軟な発想は、町長はどうでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。一番さつき最初にお話したとおり、いろんなアイデアがあつていいなというところです。

ただ、繰り返しになりますが、基本的には制度設計というところを、きちんとできるのかなというところでありますので、これも繰り返しになりますが、小笠原議員の制度設計があれば、ぜひ企画課に御教示頂くといいのかなと。

一人で考えると、この場合には、この場合にはと、なかなか難しい部分がありますので、現在、私の頭の中で、そういう設計をしながら考える時間的余裕もなかったということあります。

さらには、五ヶ瀬町は移住を希望する人への情報提供、それから移住希望者に相談対応するという目的で、五ヶ瀬町移住定住サポーターを設置しております。サポーター制度の充実を図ることも、一つには今小笠原議員がおっしゃった、紹介等々のイメージのところにも、取り込むことができたりするのかなということは、考えたところでございます。

今現在は2名のサポーターの方に御活躍をいただいておりまして、成功報酬ということではないんですが、そういう情報提供、それから相談活動をやっていただいた折に、1回当たりの謝金を支払っているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 移住定住サポーターの方がいらっしゃるということで心強く思います。ぜひそちらの方たちの活動も充実していただき、なおかつ私が申しましたように、あらゆる手を使って移住定住者が増えるように、また私もいろいろ考え、皆さんと協力して、私のような移住者が増えることを希望いたします。

それでは、2番目の質問に移ります。移住者のニーズに応じ、ニーズに特化した住宅を建設する考えはないか、お聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。すみません、いろいろ用意したんですが、あちこち行って、多岐にわたってありましたので、申し訳ありません。

基本的には今現在、移住者に特化した、移住者に応じ、ニーズに特化した住宅を建設するという考えはないということでございます。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） いろんな特化した住宅っていうのを考えると、それぞれいろいろな方が来られるので、難しいのではないかと、私も思いますが、逆に、それを裏返すと、どういう方が来ても、喜ばれる住宅を造るべきではないかと、僕は切に思います。

ですので、非常に考えて、よりよい住宅を造らないとならないと、私は思いますので、ただいま、今回の質問にはないんですけども、赤谷地区に住宅の建設等が予定をされておりますが、そちらの予定されている住宅についても、どのような方が来られても喜ばれる、プライバシーがあり、五ヶ瀬らしさがあつて家族が喜ぶ、車が何台か止めれるスペースがある、そういうことを考えて、ただ人が住めばいい住宅ではなく、住んだ方がここに住んでよかったです、うれしいと思う住宅を建てなければいけないと、私は切に思います。その辺は町長どのようにお考えになりますか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。お答えをいたします。質問が、移住者のニーズに応じ、ニーズに特化した住宅ということでございましたんで、そのような想定が、どの人を移住する前に、その人のニーズを捉えていくことの想定がなかなか難しいだろうなと、その人、じゃあ五ヶ瀬町内といつても、鞍岡もあり、桑野内もあり、三ヶ所もあり、そこに建てる場所もニーズを捉えていくのか、うちが建てる金額であれば、当然制限がされますし、どのようなものかなというのが、要するに通告書では分からなかったというところが正直なところです。

小笠原議員も移住されたわけですが、向こう側にいて、ニーズを伝えて住宅が建つというイメージがあるのかな、移住者にということも思いましたし、今現在としては、町内に住んでいる入居者希望とか、近隣に住むところがなくて、出ている方のための住宅を建てるということが、政策的には優先すべき住宅提供の考え方かなというところでございます。

ただ、議員おっしゃったように、気をつけなければならぬというか、おっしゃったとおりだと思いますが、我々としては、きちんと環境にマッチしたもの、今で言えば、太陽光発電であるとか、いろんなエコのイメージ、そういうものも含めて考えていくということが大事かなと考

えているところでございます。

移住者にとつても、当然でありますが、そういったことが必要で、さらには町内、それから近隣の方への住宅提供においても、その視点は大事かなと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 建物は建つたら20年、30年って残りますし、よく考えていただいて、今、太陽光発電等のことも考えられているということですんで、ぜひよりよいものを建てていただくようにお願いいたします。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。移住者募集の活動として、50キロ圏内の企業で働く人たち向けの住宅建設、また、通勤交通費の補助を行ってはどうかについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。それでは3番目です。50キロ圏内に企業で働く人向けの住宅及びまた、通勤等の補助ということでございますが、現時点で、住宅の建設は、先ほどのような状況でございまして、現時点ではないということでございますが、総じて九州中央自動車道が延伸してくること、将来にわたって考えれば、様々な御提案があったような、さらにはほかのこともあるのかもしれません、五ヶ瀬町が、これらのことを取り組んでいるよと、実績は分かりませんけれども、取組として掲げていくことは、重要なことかなと思ってございます。

通勤手当につきましては、若干昔触れられたことはあったのかなと思いますが、具体的に検討をというところには至っておりませんが、非常に重要な視点もあるのかなということで、これも議員の制度設計がもしかんなことじゃないかと、さらに詳しいものがあるとすれば、ぜひ企画のほうにもお聞かせいただいて、協議すればいいのかなというのが、現時点の考え方です。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 制度設計ということで、ちょっと時間が押してきたのであれなんですけれども、いろいろ調べてまいりましたが、要するに長崎の島原市であったり、栃木県、いろんな箇所で遠距離通勤をしている方に対して、会社からいただいている通勤費とは別にお金を支給いたしますということをやられている企業といいますか、自治体は多くあります。

この辺でみやま市といって、久留米のちょっと下側のあたりの市ですけれども、多分久留米に通勤してくれということでしょう。3年間で、総額で36万円支給いたしますとか、あと近いところでいいますと、これは東彼杵町というところですか。これなんかは長崎に通勤です。諫早の近所だから、これは新幹線で行ってくれみたいな話です。

こういうことをやっている自治体が実際にありますので、ぜひその辺も考えていただき、実際に、私もまたこれ提案させていただきますけれども、町長及び担当の皆様、町民が増えると、先ほどの話になって、町長そんなことはないよと言われるかもしれませんけど、住民が増えると地方交付税というものが増えるんです。地方交付税が増える。

この話になると、僕ちょっとといろんな方と話を聞くんですけど、五ヶ瀬町の職員の人が、町の皆さんのが遠方から来ている人は、けしからんという方、中にいるんですけど、僕は全くそんなことは思いません。

もう町なかは、どつから通っているのとかいう人は誰もいないし、北九州市の職員が福岡から通つたからって、文句言う人もいないからですね。本音を言うと、人数が少ないから住んでほしいというのが本当の本音なんでしょうけども、今人口が減少していて、わざわざ遠くから車を運転して通ってきてくれているだけでも、ありがたいなと僕は本当に思っています。

ですので、その逆を返せば、ここから通勤していただく人に対して援助をするというのは、十 分元が取れる話ではないかなと思います。

企業、こうなるといろんな企業を回って、こういうことをやっているんだという活動をしないといけなくなるとは思うんですが、その活動をして、10人でも、5人でも増えると、地方交付税額も増えていくと思います。その分を交通手当等で行って、いろんな自治体がやっているのを見たら、簡単な表現したら、若い人が多いです。何十歳以下というような方が多いです。要するに子育て世代、単身ではなく、夫婦で来てください。できたら子供がいる人がうれしい。そういう人たちに旦那さんに遠くに働きに行ってもらって、そして稼いで帰ってきてもらって、五ヶ瀬で気持ちのいい生活を、奥さんと子供にはしてもらうというような形です。

これは以前、英語教育を充実させたらどうかというような話でさせていただいたんですけども、ぜひその辺を実現していただきたいと思いますが、町長、その辺の柔軟な考え、今後の取組に対してどう思われますか。最後の質問になると思うんです。

○議長（甲斐 政國君） 町長、あと4分しかございませんのでよろしくお願ひします。

○町長（小迫 幸弘君） もう先ほどから繰り返しですが、様々な取組をやるということの方向性は、決して否定するものではありませんので、具体的な話、こういうの、こういうねという話を、常にさせていただくといいのかな、制度設計の話になりますけども、その例を、小笠原議員たくさん御存じですので、そういうものを示していただきながら、成果というか、件数等が上がらなくても、やるべきことはあるのかな、PRも兼ねてということも含めて、皆さん方と御協議できればと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員、残り3分です。お願ひします。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 分かりました。ぜひ移住・定住者が増えるように、皆様と協力して行っていきたいと思います。

ぜひ、執行部の皆様も、皆様の知恵を出して、移住定住、そして五ヶ瀬町が存続するようにお力を出してください。

最後になるんですけども、この間、五ヶ瀬の議会に小学生が傍聴に来られました。その小学生が、ちょっと質問にはないんですけども、その内容を聞いて、皆さんにお伝えしてほしいと、もっと頑張ってもらわないといけない、議員も執行部の皆様ももっと頑張って、この五ヶ瀬をよりよくしてほしいということを、あるお子様の親御さんというか、近辺の方から子供が言っていたよということを言わされましたんで、最後にお伝えさせていただきます。

議員、私、含めて精進してまいりますし、皆様もぜひその言葉を受け止めて、よりよい五ヶ瀬、将来、未来のために頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） これで、小笠原将太郎議員の一般質問を終了します。

○議長（甲斐 政國君） 1時間を経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。11時、集まり次第ということでお願いいたします。10分間休憩ということでお願いします。

午前10時59分休憩

午前11時05分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、3番、矢野宏議員、御登壇願います。

○議員（3番 矢野 宏君） 3番、矢野宏でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項としまして、本町における生活保護制度の現状と今後の取組についてであります。

質問の要旨は、日本の生活保護制度は、国の法律に基づいて市町村が運営していることは理解をしている上で、本町においても1950年に施行された新生活保護制度に基づいて、その当時から制度が運用されていたと考えられるところです。

この制度は、住民の最低限度の生活を保障するもので、本町の福祉を考える上で重要なセーフティーネットであると考えます。特に本町では、今後高齢化が進む中で、物価や医療費の高騰等の要因による生活困窮者が増加することも懸念されます。

今後の町民の生活を保障するにおいて、生活保護制度の適正な運用と併せ、受給者の自立に向けた支援は不可欠な課題であると考えます。本町における生活保護制度の現状と今後の取組につ

いてお伺いをいたします。

まず一番目に、生活保護の受給状況について。

①直近3年間の推移及び世帯数や保護率、高齢者や障害者が占める割合について。

②現状について町はどのように認識をしているのか。

③町の財政負担の状況について、あります。

2番目に、生活保護受給に至る主な要因についての実態把握について。

3番目に、就労が可能な受給者への支援策や、生活困窮を未然に防ぐための見守りや相談体制について。

4番目に、制度の適切な運用と周知について。

①不正受給対策と対応策について、あります。

以上、質問をいたします。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） それでは、直近3年間の推移について世帯数や保護率及び高齢者や障害者が占める割合について伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。1点目の御質問にお答えいたします。

生活保護制度につきましては、生活保護法に基づく制度であり、実施機関は福祉事務所となっております。西臼杵郡では、福祉事務所である西臼杵支庁が実施機関として業務を行っております。

本町におきましては、生活保護申請の受付及び窓口における相談受付や、保護制度の説明などの対応を行っております。

保護率につきましては、令和7年4月1日時点で0.55%となっており、減少傾向にあります。また郡平均も0.55%であり、本町は同水準で支援につないでいるところでございます。

このつなぎには、民生委員の方々をはじめ、地域活動などで御支援いただいている方々の見守りや日常の気づきよって支えられております。これらから得られる情報をしっかりと受け止められるよう、社会福祉協議会や民生委員、児童委員連絡協議会との会議や地域福祉事業や介護予防事業などの活動の中で、情報連携に力を入れていきたいと考えております。

受給状況の推移や町の財政負担などの詳細は福祉課長が答弁をいたします。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） 福祉課長です。矢野宏議員の質問にお答えいたします。

受給状況につきましては、当課は保護申請の受付を行っておりますので、西臼杵支庁からの情

報をもとに御質問に御回答させていただきます。

昨年4月1日の状況となります。世帯数につきましては、令和5年度及び令和6年度が18人、令和7年度は15人となっております。

保護率につきましては、令和5年度が0.58%、令和6年度が0.59%、令和7年度が0.55%です。

高齢者の割合は、令和5年度及び令和6年度共に72.2%、令和7年度が73.3%です。

障害者の割合は、令和5年度及び令和6年度共に11.1%、令和7年度が12.5%です。

なお、認定が重複する場合は、高齢者区分を優先しております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） ただいまの説明によりますと、保護世帯や保護率も減少傾向にあるということではありますけれども、受給者の中では高齢者が多くを占めているということから、この減少している要因としては、この高齢のための自然減というのが大きな要因として上がっているのかなと考えますが、それはそれでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） 廃止となっていらっしゃる方の要因としましては、施設への入所であったり、支給の停止、また死亡というふうな理由が上げられます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） ありがとうございます。この制度になっている実務を担っているのは、郡内においては西臼杵支庁管轄の福祉事務所ということであるということではありますので、この財政面についても国からの補助金、それから県からの負担金があるのかと思いますが、財政面では国が4分の3負担、県が4分の1ということで、本町は財政面については負担はないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） 実施期間は西臼杵支庁となっておりますので、細かい財源についての報告はございませんが、本町の財政負担はございません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） それでは、次に生活保護需給に生活保護受給に至るには、それぞれの要因があるかと思います。これには住んでいる場所や地域経済や環境等々も大きく絡んでくることだと思いますが、どんなものが大きい要因なのでしょうか。把握されているところがあれば

お聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） 福祉課長です。ただいまの質問にお答えいたします。

保護の主要な要因としましては、預金や収入の減少によるものですが、主要な要因としましては、世帯主の高齢化や突然の大きなけがによる入院で収入が得られなくなり、生活費が不足してしまうということが上げられます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） この説明資料に載っているのを見ると、大体、郡内の状況それから町の状況については、大方承知をできるところであります。この制度の実施主体は福祉事務所ということでありますので、そういうことありますが、町の福祉課それから民生委員と連携して、場合によっては包括センター等々とも含めて対応されていることだろうと理解をしておるところでありますが、町の立場として、これまでどのようなことに取り組んで来られたのかということを、ちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、就労が可能な受給者への支援策についてであります、これはそもそも本町においては仕事の数や働く場所が少ないなどの問題もあるとは思いますけれども、これについてはどのような支援を行っているのかを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） 福祉課長です。ただいまの質問にお答えいたします。

生活保護受給者への直接的な支援につきましては、実施機関である西臼杵支庁が行っておるところでございます。就労支援の相談などにおきましても、西臼杵支庁のほうで体制を整えておりますし、生活保護受給者への訪問につきましてもケースワーカー等が行っているところでございます。

福祉課としましては、生活保護担当がおりますので、時間を設けて必要なところには訪問させていただき、情報を集めているというふうなことは行っておりますが、直接的な支援ということは町の業務としては行っておりません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 直接的にはそういう支援は行っていないとおっしゃられますが、協力してしていくということでもないということですかね。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） そうですね、支庁のほうから月に数回の受給者への訪問がされてお

りますが、それに加えて町のほうに入った情報であるとか、先ほどからお話をさせていただいています民生員さんとか、社会福祉協力会への相談案件を加味しながら連携しながら対応はしていっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 町ができる立場として取り組んでいる事項について質問したかったのですけれども、生活困窮を未然に防ぐための支援策というのも、特に、それは事業実施主体であります福祉事務所と併せて、恐らく一緒に相談されているのだろうとは思うんですけども、その中で生活困窮を防ぐための見守り体制ということ等について、特に高齢者や独り暮らしの方など、孤立をして声を上げにくいという、そういう町民に対して早期に把握して必要な支援につながるのが大きな課題ではないかと思うのですけれども、そのための工夫というのは、特にされていないということでおよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） 相談体制等につきましては、社会福祉協議会の窓口であったり、本町の窓口、それにつきましては高齢者福祉、また地域福祉の部門でそれぞれ窓口を設けているところでございます。

また、生活困窮者自立支援事業としまして窓口を設けたり、いろんな方からのお話を聞いたりする機会もございます。実質的に困窮された方に対する支援は行っておりませんが、いろんな制度の中で低所得者の軽減等がされておりますので、そういった形での支援になってくるかというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） まず、生活困窮者になる前に、困窮を未然に防ぐための見守り体制とかいうのはケースワーカーと一緒に、あと包括センター辺りも一緒にやられているということでおよろしいですか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） 特に、高齢者につきましては居場所であったりとか、いろんな予防事業等の中でもいろんな声を聞かせていただいたりしておりますので、そういったところで上がってきた声を吸い上げながら対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 分かりました。それでは、この生活保護制度、これが十分に町の

皆さま方に知られていなかつたり、また申請が難しいのではないかとか、利用することが恥ずかしいと、そういったためらいから本当に必要な方が制度にたどり着けないこともあるのではないかなどと思いますが、そういった方たちにこれまでにどのように周知や相談しやすい環境づくりといいますか、そういうことに取組を何かされてこられたのかということを伺いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） ただいまの質問についてですが、生活困窮者自立支援事業としまして、生活困窮者に対する対応につきましては社会福祉協議会のほうに窓口を設けて対応させていただいているところです。それと併せまして民生委員さん等への定例会等を通じて、地域の情報を吸い上げたり、こういった生活困窮に関する情報の提供等を行なわさせていただいているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 町は窓口で申請を受け付けるということではありますけれども、実際に役場の窓口での相談が最初の一歩ということになる町民も多いかとも思われますけれども、この相談者にとっては経済的に、それから精神的にも大きな不安を抱えていらっしゃるんだと思います。そういった方たちに対して、町の職員の方が窓口で相談者に寄り添いながら福祉事務所のほうへつなげていくということではありますが、具体的には、親身になって話を聞いて勇気を持ってこられた方たちを、そのまま福祉事務所のほうにつなげるということではありますが、具体的にどういった形でされているんですか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） 実際の申請に当たっては、本人さんから窓口に直接来られる方もいらっしゃいますし、地域の方が気づかれて窓口のほうに相談をされてということがあります。その際には、支庁の方と連携を取りながら一緒に申請に対する聞き取りを行ったりということで、制度説明をしながら話をさせていただいております。

また、自分でそういう申請の手続が困難という方におかれましては、付き添い方が一緒に来られたりというところ、施設入所の方が申請される場合は、施設の方が一緒に来られて話をするというふうなところで、状況についての聞き取り等については丁寧にさせていただいておりますし、その後の説明等につきましても対応はさせていただいております。

生活困窮ということで、非常にプライバシー的なところもございますので、限られたエリアでしか行っておりませんけれども、窓口としてはしっかり対応させていただいているところです。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 支庁の福祉事務所まではなかなか距離もありますし、相談者にと

っては負担になることもあると思います。そこで、町内への出張相談とか、そういったものはやはりされているということだろうとは思うんですが、それ以外に対面面談とかをされているわけですね。これについても今の時代というのはちょっと語弊があるかもしれませんけれども、ＩＣＴ等を活用したオンライン相談等々にそれを活用することによって、より身近に相談できる環境整備というのを考えられるのかなとは思いますが、それについては、どのような考え方でおられますでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） ただいまの質問にお答えしますが。

申請につきましては、窓口で受け付けておりますし、もちろん対面でお話を聞くということを大事しております。

生活困窮者が生活保護受給に至る経緯につきましては、かなり翌月の生活もままならないというふうな状況に陥ったときが生活保護受給の対象となってくるというような、非常に厳しいものであり、審査も行っているところです。

そういったものにつきまして、ＩＣＴを使って自宅で通信というふうなところ、そういうところは経済的なところの観点からも、どうかというふうに思っているところですけれども、今後、国の方の話が出てくれば検討いたしますが、実質的には、窓口で対面でということで対応しております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 生活保護を利用されている方が地域の中で孤立せず、安心して暮らして自立へとつながっていくことが非常に大切だと思うところでありますが、福祉事務所が中心となるのは承知をしておるところでありますけれども、町としても地域の皆さんと力を合わせて支援を続けていただきたいと考えますが、この地域の中で孤立をしない、安心して暮らせるための支援というか、そういったものは具体的に何かされておられますか。

現状、どのような支援をされているかというのは、先ほどお話の中にあったかなとは思いますが、孤立をしないために考えられるのはサロンとか、そういったものも入ってくるのかなと思いますが、そのほかに何か支援をされているのがあれば伺いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（山中 信義君） 町で特別ということは行っておりませんが、地域福祉の中で各公民館長さんや隣近所というふうなところの声かけ、またそういったのが難しい方につきましては、先ほど申し上げました居場所であったりとかいうところでも来ていただいて、お話をさせていただくような形で対応をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 事業実施主体が福祉事務所ということで、なかなか町の関わり合いというのがどの程度あるのかというのが不明なところがあって、町民の皆さんも、これに興味があるわけではないのですけれども、知っていただきたいなという部分もあったので、質問させていただいたのですけれども、ただいまの答弁等を伺って、町としても丁寧に取り組んでいただいているなという感想を持ったところであります。

先日、福祉事務所の方と少しお話しさせていただいたときに、市街地における生活困窮者に至る要因として、これ特に若年層なんですけれども、生活困窮の連鎖というのが大きな問題になっているということで、学校を卒業して就職をして不安定な仕事しかなくて、また転職をしていく、それが繰り返していって、最後に住居もなくてネットカフェ等々で寝泊まりをして、最後に生活保護費の支給に至るという事例が多くなっておりますということでありました。

そういうことを考えると、時代の流れや働き方改革が影響しているのかよくは分かりませんけれども、これに限らず福祉全体の事業等の周知、これは小さい頃から教育をしていくことも大事なのかなと思っております。

学校教育の中にも取り入れたり、地域のいろんな行事やいろんな場面で周知を行っていくことも、これから大事になってくるのかなという気がしております。これについては通告をしておりませんので、私の感想だけに述べさせていただきますが。

いずれにしても、これから本町においては人口2,000人台というこれまで経験したことのない時代がやってきております。そういう中において生活保護が最後の砦として必要不可欠な制度であります。そしてその前の段階の前段の生活困窮者支援や、地域の見守りの取組も町民の安心につながる大切な活動だと思います。

我々議会としても町と同じ方向を向いて、福祉事務所は地域の皆さんと協力をしながら、誰一人残さない五ヶ瀬町をつくっていけるように努めていきたいなと思っているところであります。

町におかれましては、今後も慎重に、かつ丁寧にこの事業に取り組んでいただくことを切望をいたしまして、私の質問と一般質問を終わりたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） これで、矢野宏議員の一般質問を終了します。

---

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

次回は9月9日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（菊池光一郎君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時33分散会

---

# 3 目 目

## 令和7年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(第 3 日)

令和7年9月9日

### ○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第 38 号  
令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2. 議案第 39 号  
令和6年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3. 議案第 40 号  
令和6年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4. 議案第 41 号  
令和6年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5. 議案第 42 号  
令和6年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6. 議案第 43 号  
令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7. 発議第 5 号  
決算審査特別委員会の設置について

○ 出席議員（9名）

1 番 吉村 優	議員	2 番 黒木 孝次	議員
3 番 矢野 宏	議員	4 番 甲斐 義則	議員
5 番 小笠原 将太郎	議員	6 番 田中 春男	議員
7 番 渡邊 孝	議員	8 番 佐藤 成志	議員
9 番 甲斐 政國	議員		

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘  
教育長 津奈木 考嗣  
監査委員 後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長 宮崎 信雄 農 林 課 長 増永 稔  
総 務 課 長 北島 隆二 建 設 課 長 飯干 良二  
企 画 課 長 甲斐 浩二 会 計 室 長 宮本 慈子  
町 民 課 長 後藤 重喜 教 育 次 長 垣内 広好  
福 祉 課 長 山中 信義

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 菊池 光一郎 書 記 田邊 永子

午前10時01分開議

○事務局長（菊池光一郎君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第38号

日程第2. 議案第39号

日程第3. 議案第40号

日程第4. 議案第41号

日程第5. 議案第42号

日程第6. 議案第43号

○議長（甲斐 政國君） お諮りいたします。日程第1、議案第38号令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第6、議案第43号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第43号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件につきましては、去る9月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑をされる場合は、議案名を示して質疑をしてください。また議員の皆様にお願いいたします。質疑をされる場合のページは、送信をしていただきますように、よろしくお願ひいたします。それでは質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。6番、田中春男議員。

○議員（6番 田中 春男君） 議案第38号令和6年度一般会計決算書の内容についてです。ページが88ページ、89ページ。この中の一番下にあります。

企画費として、補助金小規模多機能自治推進補助金110万円ありますが、これちょっと詳しい内容をお聞きいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（甲斐 浩二君） 企画課長です。田中議員の御質問にお答えいたします。

この小規模多機能自治推進補助金は、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を図るための補助金となっております。交付先は、祇園の里づくり協議会のほうに交付をしておりまして、内容としましては協議会のほうでコミ食・締め縛交流・薪づくり交流会等について活動されております。それに対しての補助金となっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、甲斐義則議員。

○議員（4番 甲斐 義則君） 議案第38号令和6年度一般会計歳入歳出決算書の164ページ、165ページになります。

第三セクター運営資金補助金7,500万円とあります。この中には、たしかスキー場誘客促進特別枠というので1,000万円入っていると思いますが、この誘客促進の中にはSNSを利用して発信をするという計画だったと思われますが、SNSにはインスタグラム・フェイスブック等ほかにもあると思いますけれど、これを見られた、閲覧された人数とかいうのは執行部で把握されているのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（甲斐 浩二君） 企画課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

数字は、昨年の実績で把握をしておりますが、すみません、今手元に資料がなくて、今お答えすることができませんので、後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） すみません。議案第38号の一般会計決算ですけれども、ページが2ページ、3ページになります。

歳入のところで町税のところなんですけれども、町税の収入未済額が458万451円計上されております。内訳で町民税が31万7,000円、それから固定資産税が391万2,115円ということですが、これ昨年と比較をしますと、未済額が町民税においては大体70%ぐらいの回収率になっているのかなと思いますが、固定資産税が約200万円の減少ということで、町税の全体が286万円ぐらい減少しているということなんだろうと思うんですけれども、これは何か特別な取組とかされたのでしょうか。その滞納整理の取組状況について、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町民課長。

○町民課長（後藤 重喜君） 町民課長です。矢野議員の質問にお答えします。

滞納整理の取組状況ということですが、毎月1度、月末に一斉催告、職員が夜に残業をしまして各滞納をされているところに電話をする一斉催告をやったり、あと督促状も出しますが、あと臨戸といいまして各家庭を訪問したりなどして、滞納整理に努めているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 一昨年から昨年の減少率と比べて、かなりの滞納整理ができてい

るなという印象なんです。職員の方は大変と思いますが、ぜひ、またこれを続けていただいて、しっかりした回収のほうをお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○議長（甲斐 政國君） 町民課長。

○町民課長（後藤 重喜君） 町民課長です。ありがとうございます。

また詳しい資料は、また委員会等で説明したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 同じく第38号議案の中の155ページの中に木地屋のバイオマスボイラー等の保守点検ということで及び保守点検業務が2件上がっているんですけれども、このボイラーは現在動いて稼働はしているのでしょうか、それを知りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（増永 稔君） 農林課長です。ただいまの小笠原議員の御質問にお答えいたします。

今のところはボイラーのほうは稼働しております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） はい、分かりました。しっかり稼働していただいて地球の温暖化の防止のために役立ててください。お願ひいたします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 同じく議案38号ですけれども、ページ数が186、187の中の節が12番の委託料ですけれども、このシステム補修の下の山都町児童生徒委託料が14万円計上されておりますが、内訳を教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（垣内 広好君） 教育次長です。矢野議員の御質問にお答えします。

今、詳しい資料が手元にないのですけれども、小学生と中学生で単価が2万5,000円と3万5,000円だったと思うのですが、それで山都町のほうに支払いしている分です。詳しいことは特別委員会で御報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） はい、分かりました。鞍岡から1人通学している人もいるのかな、そういう情報があるのですけれども、特別委員会のほうで詳しく聞きたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 議案第38号令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定ですが。

○議長（甲斐 政國君） すみません、マイクを近づけてください。

○議員（7番 渡邊 孝君） 繰り返します。議案第38号令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてということで質問をさせていただきます。

ページは169ページです。すみません、お開きください。ちょっと送信ができず申し訳ないです。

森林公园事業費というところで、真ん中よりちょっと下のほうに13番使用料及び賃借料、国有林使用料ということで53万4,000円ほど出ているのですが、これはたしか向坂山の使用料かなと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（甲斐 浩二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

国有林使用料はスキー場の使用料となっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） はい、分かりました。私の記憶では、当初は今年も7年度もですが、130万円ほど予算の計上があるし、例年そういうふうになっているかと思うのですが、額がちょっと少なくなっていますが、これの理由の説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（甲斐 浩二君） 渡邊議員の御質問にお答えいたします。

令和4年、5年とスキー場営業できなかったということで、使用料について減免措置がされておりまして金額が少なくなっています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） はい、分かりました。令和7年度に関してはどうなるか、現時点でき分かりますか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（甲斐 浩二君） 質問にお答えいたします。

令和7年度につきましては、通常どおりの国有林の使用料となります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、甲斐義則議員。

○議員（4番 甲斐 義則君） 同じく議案第38号のページが156ページ、157ページの委託料のフォレストトラック導入委託料とありますが、これはどういった業務なんでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（増永 稔君） 農林課長です。ただいまの甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

この委託料につきましては、森林業調査を3年ほど桑野内地区を対象にさせていただいたのですが、その後ちょっと現地確認等を行わないといけないということで、これが山の立体画像をタブレット等で見られるということで、それを赤色にちょっと染めた立体画像を見ながら、現在地の確認であったりして現地調査を効率的に行うために導入したものであります。

今後、林道災害とか地産事業等の現地確認等にも活用できるのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） それでは、ほかにないようですから、これにて質疑を終結します。

次に、日程第7、発議第5号決算審査特別委員会の設置についてを議題といたしますが、内容につきまして少し協議をする必要がございますので、暫時休憩といたします。集まり次第始めたいと思います。議員の皆様は議員控室に集まってください。

午前10時20分休憩

午前10時35分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ再開をいたします。

#### 日程第7. 発議第5号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第7、発議第5号決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第38号から議案第43号までの6件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの6件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

た。

次に、委員の選任を行います。

お諮りします。委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。正副委員長についても、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副委員長につきましては、委員長に田中春男議員、副委員長に吉村優議員の両名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、委員長に田中春男議員、副委員長に吉村優議員の両名に決定しました。

決算審査特別委員会の設置期間については、第3回定例会が閉会するまでとします。

決算審査特別委員会の委員長は、9月19日の本会議において、審査の結果を報告願います。

---

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は9月19日午後2時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（菊池光一郎君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時38分散会

---

# 4 目 目

## 令和7年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(第 4 日)

令和7年9月19日

### ○ 会議に付した事件

- 日程第 1 . 議案第 38 号  
令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 . 議案第 39 号  
令和6年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 . 議案第 40 号  
令和6年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 . 議案第 41 号  
令和6年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 . 議案第 42 号  
令和6年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 . 議案第 43 号  
令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 . 議案第 44 号  
五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 . 議案第 45 号  
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 . 議案第 46 号  
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 10 . 議案第 47 号  
五ヶ瀬町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 . 議案第 48 号  
五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正について
- 日程第 12 . 議案第 49 号  
令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 13 . 議案第 50 号  
令和7年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 14 . 議案第 51 号  
令和7年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 15 . 議案第 52 号  
令和7年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 16 . 議案第 53 号  
令和7年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 17 . 議案第 54 号  
物品購入契約の締結について
- 日程第 18 . 議案第 55 号  
物品購入契約の締結について

- 日程第 19 . 発委第 1 号  
議会改革推進特別委員会の設置について
- 日程第 20 . 発委第 2 号  
議会改革推進特別委員会の委員の選任について
- 日程第 21 . 議会運営委員会委員長報告を求めることについて
- 日程第 22 . 公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長報告を求めることについて
- 日程第 23 . 発議第 6 号  
議員派遣について
- 日程第 24 . 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 . 議案第 49 号「令和 7 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 2 号）」  
原案修正について

○ 出席議員（9名）

1 番 吉村 優	議員	2 番 黒木 孝次	議員
3 番 矢野 宏	議員	4 番 甲斐 義則	議員
5 番 小笠原 将太郎	議員	6 番 田中 春男	議員
7 番 渡邊 孝	議員	8 番 佐藤 成志	議員
9 番 甲斐 政國	議員		

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘  
教育長 津奈木 考嗣  
監査委員 後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	北島 隆二	建 設 課 長	飯干 良二
企 画 課 長	甲斐 浩二	会 計 室 長	宮本 慈子
町 民 課 長	後藤 重喜	教 育 次 長	垣内 広好
福 祉 課 長	山中 信義		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 菊池 光一郎 書 記 田邊 永子

午後 2 時03分開議

○事務局長（菊池光一郎君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。去る 9 月 2 日提出されました議案第 49 号令和 7 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 2 号）について、町長から原案を修正したいと申入れがありました。会議規則第 20 条には、「会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない」と規定されております。

お諮りします。議案第 49 号令和 7 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 2 号）原案修正の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号令和 7 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 2 号）原案修正の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることを決定しました。

---

#### 追加日程第 1. 議案第 49 号

○議長（甲斐 政國君） 追加日程第 1 、議案第 49 号令和 7 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 2 号）原案修正について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第 49 号原案修正、令和 7 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 2 号）原案修正について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、本定例会初日に提案した議案第 49 号五ヶ瀬町一般会計補正予算について再度検討を行い、商工費商工振興費負担金補助及び交付金中、第三セクター運営資金補助金について原案として計上していた額の 5,000 万円から 3,000 万円に見直し修正調整させていただきました。その財源については、財政調整基金繰入金を減額し調整しております。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 2,900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 65 億 6,900 万円とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより提案された修正案について質疑を行います。質疑がありましたら、どうぞ。7 番、渡邊孝議員。

○議員（7 番 渡邊 孝君） ただいま町長から修正の提案の理由説明がありましたが、2,000 万円ほど減額ということあります。その 2,000 万円減額された考え、どういった

理由でされたのか、それと2,000万円がもともとは、私は必要だったろうと思うんですけども、3,000万円にされたその根拠をちょっと教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。3,000万、5,000万円の御説明は、当初提案した、それから行財政改革特別委員会、それから全員協議会等々で御説明を申し上げたところでございますが、そのうち3,000万円については、3月までの会社のほうの見通しを考えた場合の運営の支援金がどうしてもという部分で、さらには経営努力の部分も含めて見えない部分もございますが、途中、途中、例えば12月、1月等々にスキ一場の経営もやりますが、その間、議会にも中身を説明しながら状況を説明し、また今後どうなるのか分からぬ課題の部分がありますから、その部分については、また御相談をかけるということも含めまして議会のほうの状況を御説明を受けましたので、それに対応するために3,000万円ということで、今回、修正提案をするものであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 今、町長が言われたことは、議会のほうからの話もあったということですが、そのまま、その提案をもともとされたときには、やはり当初の金額が必要と思われたかと思います。それをそのまま一回、本会議で図ろうというお気持ちはなかったかお聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 少し具体的に分かりづらかったようですので。7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） はい、すいません。減額修正をされたということですけど、その意図ははつきり分かったとは言いませんけど、町長のお気持ちは分かったところです。そのもともとの5,000万円をそのままこの本会議で議論して、採決していただこうというお気持ちはなかったのかなと思いましたので、お伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。当然として5,000万円の提案をしておりますので、そのような考え方で提案をしたところでございますが、その後の状況によりまして減額の提案をさせていただいたということでございます。

繰り返しになりますが、5,000万円を提案したということでございますので、3,000万円プラス残りの2,000万というものについて、また、今後経営努力の中で、これは会社のことなんですが、経営努力をしてもらいながら、また、どういう状況かを見ながら勘案することになるのかなということでございます。

以上です。

また、今回は修正という話になりましたけれども、議会の中で様々いろいろな支障があって、議会側が修正提案することもできるということも、議会内部でもお話があつたということでございます。そして今回、我々のほうがこのような形でさせていただいたということは、議員御承知のとおりだと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 最後に、その5,000万円を3,000万円にされたという意味は大体分かりました。

そこで、やはり当初の5,000万円というのが頭にあるのであれば、例えばこれは仮にですけれども、町の貸付金等を考えたりとか、その辺はなかったのかお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。これにつきましても、これまでの提案当初からお話はしてきた中身だと思います。当然、そういう考え方もお話をしながらこれまで協議したことだと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） では、質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本案について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論ありと認めます。まず、この案に反対の議員の意見を求めます。5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、5,000万円から3,000万円の減額ということにつきましては、非常に決断をしていただいたとは思うんですが、その過程において将来に向かう見通し経営努力ということも先ほど言わましたが、それを考える町長の姿勢が、まだ非常に僕は足りていないと思われます。

実際に、これまで何度もこういうお話はスキー場が存続している間は行われたことではないかと思います。今回も同じことが起きているのではないかと僕は危惧をしております。ですので、今回5,000万円から3,000万円、2,000万円の減額ということを受け入れることは私はできません。

以前、委員会で私ちょっとと言いましたけども、「朝三暮四」という中国の格言がございます。御存じの方もいらっしゃると思いますけども、「目先の数字を変えることだけで言葉巧みに現状

を乗り越えようとする」と表した古事とも言えますし、またそれに騙されている人もいるということの戒めをするための言葉でもございます。

今回、この減額することにより、数字だけではなく経営努力をもつとすることを町長の口からお聞きしたかったんですが、私はそれを感じることができません。ですので、私は反対の立場で討論をさせていただきました。ただ、いつも言うことなんですかけども、思うところは、ぜひこの五ヶ瀬の宝であるスキー場を残し、町民のために役に立つ施設としていくために、その思いで反対をさせていただいております。どうぞ、その意をお酌みいただき、町長をはじめ執行部の皆様、ぜひ力を出してこの困難に立ち向かっていくべく努力をしていただきたいと思います。

私の反対討論は以上です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） 次に、賛成の方の討論を求めます。賛成討論ありませんか。4番、甲斐 義則議員。

○議員（4番 甲斐 義則君） 私はこれに対しては賛成いたします。理由としましては、先ほど提案理由の説明にもありましたとおり、議員内部でも修正案を出すという話があったということを町長は言わされました。そのとおりであります。そこで苦渋の決断でこの減額修正をされたということでありますので、この議案に対しては私は賛成をいたします。

○議長（甲斐 政國君） 次に、反対の討論はありませんか。ありませんか。なければ賛成討論、すみませんどちらですかね、反対か討論、賛成か分からぬ。もう少し早く手を挙げてください。7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 私は反対の立場で討論をさせていただきます。先ほども町長のほうには修正案の意図、気持ちをお伺いしました。私は考えてみると、この賛成というか運営補助金等は今までずっと一回も反対したことはございません。町の観光のために一生懸命頑張っていらっしゃる第三セクターのことを思い賛成してまいりました。ただ、この金額が私の中では、少し補助をするのには大きいかなと思ったのが、この議案書を見たときに一番最初の考えであります。

先ほども申しましたように、まずこの議案書を5,000万円提案されたときに、私はこのまま採決をされたほうがよかったですのではないかと、議場の議会の運営の中においてもそれが普通であるのかなと私は認識しておりました。そして、またその部分に関して修正をするのであれば撤回等のほうがよくて、そしてその後に、また議員各員にその意図をしっかりと説明していただきて、全員賛成でいく感じの説明を私は時間はかかりますけどもしてほしかったなというのが実感であります。

それと、先ほども言いましたが、3,000万円とその2,000万円に関しては、多分5,000万円は必要だろうと思うんですね、だからそれをやっぱり貸付金等で行って、それは

苦しいと言われました。知っています。しかし、今シーズン営業してスタッフ一同力を合わせて頑張ってウィンタースポーツの収益をしっかり上げていただいて、そして返済の糸口にしていただくということで、そういう言葉をいただくとよかったです。

実は、私ここ3日ほど自分の気持ちにも整理がつきませんでしたので、町民の皆さんにいろいろと御意見を聞きました。それも踏まえて今回はこの案に関しては、次の修正案がどうのこうのと言っているわけじやありません。この修正をされたことに対して私は反対の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 次に、賛成の討論はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。提案のありました議案第49号令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）原案修正について、許可することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 賛成多数であります。したがって、議案第49号令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）原案修正の件を許可することに決定しました。

---

日程第1. 議案第38号

日程第2. 議案第39号

日程第3. 議案第40号

日程第4. 議案第41号

日程第5. 議案第42号

日程第6. 議案第43号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第1、議案第38号令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第6、議案第43号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定までについての6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第43号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件については、去る9月9日、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について委員長から報告を求めます。委員長、田中春男議員、御登壇願います。

○決算審査特別委員長（田中 春男君） 決算審査特別委員会委員長の田中春男です。

去る9月9日、本委員会に付託となった議案第38号令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第43号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、9月9日から16日まで委員会を開催し、各議案の会計決算について慎重に審査を行ってきました。

その結果、令和6年度の会計決算は、付託を受けた事項について、全員一致で次に述べる審査意見を付して認定すべきと決定しましたので、五ヶ瀬町議会会議規則第77条の規定により報告します。各課ごとに報告させていただきます。

まず、総務課所管。

1、町営住宅について。

町営住宅については、空き物件の解消に努めるとともに、傷みが激しくならないように定期点検を行うなどして、修繕費の節約に努めてもらいたい。また、住宅使用料の滞納分については、今後も引き続き徴収努力をされたい。

2、消防施設費。

町内にある防火水槽の数の把握と、落下防止のためのフェンス及び蓋未設置箇所の対策や経年劣化に伴う漏水等の点検を実施し、これらの症状のある施設の早期改修、または新設を望む。

3、消防団関係。

消防団員の減少に伴い、団の運営が困難な状況になってきている状況である。団員に負担のかからないよう、運営の在り方を検討・早期実現させるとともに、自主防災組織の活動拡充を考えてもらいたい。

企画課所管。

1、道の駅登録を視野に入れた特産センター改修。

地域活性化の拠点となる道の駅整備については、慎重に調査を行い、多様な意見を反映しつつも中途半端な施設にならないよう、使い勝手の良い施設になることを望む。

2、地域おこし協力隊活動補助金。

地域おこし協力隊の活動については、十分に活動できるように配慮し、その後の隊員の移住・定住につながる支援をお願いする。

3、施設改修。

施設の改修については、改修後の使用の状況を十分に調査し、費用対効果を検証して改修されたい。

#### 4、ふるさと応援寄附金。

ふるさと応援寄附金については、返礼品の開発を行い、さらなる寄附額の増加に努められたい。

#### 5、各種補助金。

個人・団体への補助金については、支出後の効果の検証を十分に行い、適正に判断されたい。

町民課所管。

##### 1、町税の徴収。

町税の徴収については、未納額や滞納額が年々減少しており、職員の努力の成果が伺える。特に、大口滞納者や長期滞納者などに対しては毅然とした対応を行い、今後もさらなる徴収に向けて努力されたい。また、新規滞納者を発生させないように適切な対応をお願いする。

福祉課所管。

民生児童委員。

##### 1、民生児童委員。

民生児童委員の成り手不足については協議会と検討しているということだが、各地区で苦慮している現状がある。活動しやすい環境づくりが重要だと考えるので、今後の課題として捉えて改革を望む。

##### 2、子ども医療費。

医療費については、中学生までの医療費が無料になり子育て世代には大変助かっていると思われる。今後も子育て支援として、継続を望む。

##### 3、出産おめでとう祝い金。

出産祝い金については、第1子から支給されているが、子育てにかかる負担は物価高等により年々増えており、負担軽減のためにも祝い金の増額を望む。

農林課所管。

##### 1、負担金補助及び交付金（農業振興費）。

ぶどう安定確保対策事業補助金は、ぶどう生産者減少の抑制とワイナリー存続のため事業の見直しと増額の検討をお願いする。

##### 2、負担金補助及び交付金（畜産業費）。

畜産農家はいまだに飼料等の高騰により厳しい経営を余儀なくされている。今後も引き続き補助金の支援・増額をお願いする。

##### 3、林業振興費。

町の基幹産業である農林業については、依然として鳥獣の被害が多く発生している。有害鳥獣保護指導員の増員を図り、被害の発生減少をお願いする。また、有害鳥獣駆除班の高齢化も進んでいる。新規狩猟免許取得にかかる費用の全額補助を望む。

林道については、大雨等で被害が発生した場合に迅速に対応できるよう、林道維持管理費の予算確保をお願いする。

#### 4、森林環境譲与税。

森林環境譲与税は、森林事業の活性化及び林業に対する施策の重要な財源である。今後も、有意義に活用されたい。

建設課所管。

#### 1、道路新設改良費。

町道改良については、依然として未改良路線が多い。今後も計画的に補助事業等を活用して、安心して安全に通行できる道づくりをお願いする。

#### 2、水道事業。

水道事業についても、まだまだ未普及地区が多い状況である。「五ヶ瀬町新水道事業ビジョン」にある令和13年度を目標として計画・実施されたい。水道料の未納については、今後も徴収に努力されたい。また、新規滞納者を発生させないような適切な対応をお願いする。

教育委員会所管。

#### 1、教職員住宅。

教職員住宅については、建設後数年が経過しているところが多く、老朽化が進んでいる。計画的に改修また新築を行い、教職員が町外に流出しないように求める。

#### 2、公民館運営。

各区公民館運営については、区民から運営費を徴収して運営されている公民館があるが、世帯数の減少・高齢化により運営が厳しい状況にある。公民館運営補助金のさらなる増額をお願いする。

会計室所管。

#### 1、基金運用。

今後も基金の有効活用に努められることを望む。

以上、委員長報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） これで、委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告に対する質疑については、議員全員が委員となっておりますので省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長報告に対する質疑については、省略することに決定しました。

これから本6件について討論を行います。討論がありましたら、議案名を示して発言してください

さい。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから、起立によって採決します。議案第38号令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第39号令和6年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第40号令和6年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第41号令和6年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第42号令和6年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第43号令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定する

ことに決定しました。

---

日程第7. 議案第44号

日程第8. 議案第45号

日程第9. 議案第46号

日程第10. 議案第47号

日程第11. 議案第48号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。日程第7、議案第44号五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、日程第11、議案第48号五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第48号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件につきましては、去る9月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 議案第44号五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてお伺いをします。これを私もかなりというか、拝見して分かろうと大分したんですけど、なかなか難しい内容かなと思いました。申し訳ないですが、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（北島 隆二君） 総務課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

この条令は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号や特定個人情報を地方自治体で独自に利用する場合は条例で定めることとされ、平成27年に制定しておりました。

しかしながら、本町では独自に利用する事例がなかったため別表が空欄となっている状況にございます。今般の行政システムの標準化及び共通化に伴い、全国的に統一された事務及び個人番号等を電算で処理するに当たり、本町では、特定個人情報を取り扱う9つの事務を本条例で定める必要が生じたことから、同条例の空欄であった別表において、その事務、取り扱う特定個人情報及び情報の提供先を定めるものであります。

なお、本町の標準化・共通化された新行政システムの稼働は、本年12月8日を予定しております。

ます。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 詳しく説明していただきましたが、簡単に言うと、国の指導といふことで行政がそれに伴つてするということでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（北島 隆二君） 総務課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

お見込みのとおりです。うちではこれまで個人番号を使った事務というのはあまりなかったんですけども、統一化されたことで電算にセットされるということで、それを使う、使わないは今各担当でその業務について検討を行っているところであります。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 町民のそれぞれのその番号の一部改正による負担とか影響というのは、そう大きくないものと理解してよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（北島 隆二君） 総務課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

今までと何ら変わるものではないんですが、共通化されたことでさらに利便性は高まる方向で進めいかなければならぬかなと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本5件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第44号五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり決定することに決定いたしました。

次に、議案第47号五ヶ瀬町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議案第49号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第12、議案第49号令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件につきましては、先ほど提案理由の説明がありましたので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、ページを示して質疑をしてください。質疑がありましたら、どうぞ。7番、渡邊孝議員。

○議員（7番 渡邊 孝君） 今送信をしましたが、先ほどの修正された分で、すいません、ちょっとお待ちください。議案第49号令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）についてということで、先ほど修正されました第三セクター運営補助金というところの3,000万円ですが、これについては当然必要な部分ということで、町長の説明にもございましたが、当然、第三セクターの従業員がいらっしゃるわけで、従業員の本月・来月になるかと思うんですが、給料の支払い、それと関連業者への支払いということで、従業員の生活の保障、または取引業者との信用をするということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。今、私は町長の立場で支援についてははつきりと答えることは基本的にはできないんですけども、基本的に想定されるように、そういうことを含めた支援を

考えているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、甲斐義則議員。

○議員（4番 甲斐 義則君） 同じく議案第49号令和7年度一般会計補正予算（第2号）の17ページであります。

農林水産費の畜産業費繁殖素牛助成事業、これは新規事業だったと思いますが、購入で5万円、保留で3万円だったと思いますが、この156万円というのはそれぞれに頭数が分かっているのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（増永 稔君） 農林課長です。ただいまの甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

9月競り市以降に關しまして導入が24頭、保留が12頭、計の36頭分で計上しております。  
以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑はないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。（「議長」と呼ぶ者あり）討論ありと認めます。

まず、反対者の討論から求めます。

○議員（8番 佐藤 成志君） 反対討論を行います。第三セクターの補助金について納得できないものがありましたので、修正案が出されましたけれども、反対をさせていただきます。

この3,000万円というのは、従業員の給料とかいろいろな支払いもありますけれども、借入金の返済もあります。借入金が令和2年から令和3年までかけて8,000万円ほど発生しています。当然、返さなければいけないお金が昨年から発生し、今年も重くのしかかっております。

借入をした時点で返済をしなければいけないということが発生するわけですから、見通しの甘さというか、返済する能力があるのにもかかわらず借入れをしてしまうというこの見通しの甘さというか、そういうところが私はどうしても納得できません。

そして、今後、経営努力とかいろいろなものをやってもらうということになっております。先ほど小笠原議員も言いましたけれども、その経営努力の効果が見えてきていないというのが納得できない理由であります。

以上で、反対討論といたします。

○議長（甲斐 政國君） 次に、賛成の討論はありませんか。3番、矢野宏議員。

○議員（3番 矢野 宏君） 私はただいまの五ヶ瀬ハイランドの3,000万円の補助金について賛成の立場で討論させていただきます。

まず、押さえておかなければいけないことは、今回の補助金は単なるスキー場だけを救う話ではないということです。御承知のように、五ヶ瀬ハイランドはスキー場だけではなく宿泊施設の木地屋も運営をしております。この両事業は一体となって五ヶ瀬町の観光と経済を支えてきました。

町外から来られたお客様は、スキーを楽しんで宿に泊まって町内の食材や文化に触れて、そして帰っていかれるということで、スキー場と木地屋の両輪があってこそ五ヶ瀬の観光はこれまで成り立ってきたと考えております。

もし、ここで予算が通らず会社が倒産をしてしまえば、スキー場だけでなく宿泊施設も同時に失われることになります。それは単に2つの施設が失われるだけではなく、五ヶ瀬の顔も失うということであり、雇用や町内業者への経済的な打撃は計り知れないものがあると考えます。

一方で、町の財政が厳しいのに、なぜ補助金を出すのかとか、また同じことの繰り返しではないかという町民の不安も、私は十分理解をしております。町民の大切な税金を使う以上、経営改善なしに補助を続けることは許されないことだとは思います。だからこそ今回の補助は延命ではなくて、再生の第一歩としてしなければならないと思っております。

株式会社五ヶ瀬ハイランドには、スキー場と木地屋を含む事業全体の経営改善計画を示し、町と議会に対して定期的に報告をする責任があると考えます。町も議会もその進捗を確認して、町民に説明できる体制を整えていくことが重要で不可欠ではないかと考えております。

私は議員として、この五ヶ瀬の誇りを守って雇用を守り、そして町全体の経済と元気を守るその責任を共に担い、町民の皆様に説明できるように努めてまいりたいと考えております。

今回の補助が浪費ではなく未来への投資になるように期待を込めまして、今回の修正案には賛成をいたします。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 次に、反対の討論はありませんか。5番、小笠原将太郎議員。

○議員（5番 小笠原将太郎君） 私は反対の立場で討論させていただきます。先ほども申しましたが、この五ヶ瀬ハイランドの長である社長である町長に対して、私は情熱そういうものを感じることができません。ただ単にお金を送り延命処置をするだけではなく、起死回生、ここから10人でも20人でも30人でも100人でも増やすという決意、それを行うためには、数年の担当者、経営に関することなので、発言することができないということで、社長である町長は言われるかもしれません、ぜひ不退転の決意でやっていただきたい。その姿が見えない、その姿が今までずっと見えていなかつたのではないかというのが、町長、今首をかしがれています。

思うんですけども、民間の感覚で言いますと、間違いなくそのとおりだと私は思います。

これはよく言う両輪ですので、こういう感覚の違い相違というのはもう致し方ないとは思うんですが、ぜひ今期は、来期に向けてやっていただきたいという立場、それを示すために私は反対をさせていただきます。ぜひ将来に向けてのビジョンと、それから情熱（パッション）を持ってこのスキー場の存続のために命がけで取り組んでいただきたいと思うところです。もし、収益が上がらないとしても、私いつも言っていますけども、この間も言いましたけども、転んでもただでは起きない、来ていただいた方とのつながりを持つ、そのことによっていろんな情報ができるような情報を得る、常々言っていますけどもLINEでの登録をしていただき、その方たちにワイナリーでぶどうの収穫祭を行っております。おいしい五ヶ瀬のお米ができました。荒踊りのお祭りがあります。そういう発信をしつつ、お客様を引き止める。そういう努力をすることが私はこのお金が生かされる形になると思いますので、僕はそれが見えてこないので反対させていただきます。

どうぞ先ほども申しましたが、他の議員も心の中は一緒だと思いますので、その辺を酌んでいただき、来期に向けて突き進んでいただきたいと思います。

反対討論は以上です。

○議長（甲斐 政國君） 次に、賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） なければ反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから、起立によって採決します。議案第49号令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第50号

日程第14. 議案第51号

日程第15. 議案第52号

日程第16. 議案第53号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第13、議案第50号令和7年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてから日程第16、議案第53号令和7年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの4件は、これを一括議題としたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号から議案第53号までの4件は、これを一括議題とします。

本4件につきましては、去る9月2日に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は議案名、ページを示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本4件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。議案第50号和7年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号令和7年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号令和7年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号令和7年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

----- • ----- • -----

日程第17. 議案第54号

日程第18. 議案第55号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第17、議案第54号物品購入契約の締結に

について及び日程第18、議案第55号物品購入契約の締結についての2件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号及び議案第55号の2件はこれを一括議題とします。

本2件につきましては、去る9月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。4番、甲斐義則議員。

○議員（4番 甲斐 義則君） 議案第55号物品購入契約の締結についてでございますが、契約の方法で企画提案協議となっておりますけれど、これは何者の提案を受けられたのかをお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 担当課は教育委員会ですかね、もしそこの手元で分からぬようであれば、分かりますか。分からぬようであれば調べてということになりますが。

ここで、1時間ほどたちましたので、暫時休憩といたしたいと思います。集まり次第再開します。

午後3時01分休憩

午後3時07分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ再開いたします。

先ほどの4番、甲斐義則議員の質疑に対して回答をお願いします。教育次長。

○教育次長（垣内 広好君） 教育次長です。甲斐義則議員の御質問にお答えします。

今回の事業につきましては、宮崎県GIGAスクール構想推進協議会による、県による企画提案協議により2者が提案されて行われております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、甲斐義則議員。

○議員（4番 甲斐 義則君） 承知いたしました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本2件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 54 号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 19. 発議第 1 号

日程第 20. 発議第 2 号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。次に、日程第 19、発議第 1 号議会改革推進特別委員会の設置について及び日程第 20、発議第 2 号議会改革推進特別委員会の委員の選任についての 2 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号及び発議第 2 号の 2 件は、これを一括議題とします。

本件について、提出者、議会運営委員会委員長田中春男議員に趣旨説明を求める。委員長田中春男議員、御登壇願います。

○議会運営委員会委員長（田中 春男君） 議会運営委員会委員長の田中春男です。

発議第 1 号議会改革推進特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

令和 7 年 8 月より新たな議会構成となりました。審議員も加わり、現在、様々な課題解決に向けて活動を展開しているところであります。そのような中、本町の人口の推移は、令和元年 4 月には住民基本台帳人口で 5,698 人であったものの、今年 9 月 1 日には 3,214 人まで減少し、さらに減少の一途をたどっている状況にあります。

本町の主幹産業である農林業をはじめ、福祉・教育・生活基盤整備など各分野において課題が散積している状況にある中、議員は一人一人が自覚を持ち、その課題解決に向けての強い問題意識を持って議員活動に臨まなければいけない状況にあります。

以上により議会活動の在り方を確認し、今後の活動の充実を図るため、委員会条例第 5 条の規定により、これに付託して活動することにしたいと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

次に、発議第2号議会改革推進特別委員会の委員の選任について、趣旨説明を申し上げます。

委員の選任につきましては、お手元に配付しております委員名簿のとおり行財政改革特別委員会委員長を本会の長とする全ての議員を選任したいと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま趣旨説明が終わりました。これからただいまの趣旨説明に対する質疑に入ります。質疑がありましたら、発議番号を示して質疑してください。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから、起立によって採決します。発議第1号議会改革推進特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号議会改革推進特別委員会の委員の選任については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

----- · ----- · -----

## 日程第21. 議会運営委員会委員長報告を求めるについて

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第21、議会運営委員会委員長の報告を求めるについて、議会運営委員会委員長から審査中の事件について報告がありますので、ここで委員長の報告を求めます。委員長田中春男議員、御登壇願います。

○議会運営委員会委員長（田中 春男君） 議会運営委員会委員長の田中春男です。五ヶ瀬町議会基本条例第22条第1項において、「議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するもの」と規定しております。その手続につきましては、五ヶ瀬町議会基本条例の見直し手続に関する要項に基づき、評価作業を行いました。

全ての議員により、評価の指標に示された5段階の自己評価に基づき、令和6年8月1日から令和7年7月31日の1年間の議会及び議員活動の評価検証を行いました。その経過につきましては、報告書の「評価の経過」に記載のとおりであります。評価の結果につきましても、お手元

の評価結果表を御覧ください。

議会運営委員会での意見としましては、8回目の評価作業となりましたが、依然として評価の指標の指標の捉え方に個人差が見られる部分があり、議員間で共通の理解を深め、評価結果の制度向上に努めていくことが重要であるとの意見が出されました。

見直し手続に関する要項第6条第1項に規定される、条例の見直し判断基準となる2以下の結果となった第5条第3項の「専門的知見の活用公聴会制度及び参考人制度の活用」については、活用の機会が限定的であるため、今後は活用に向けた具体的な方策を検討していく必要があります。

第16条の「議会図書室の設置及び公開」については、例年同様に低い結果となりました。現在のところ、利用できるほどの図書が十分に備わっておらず、利用実績も乏しい状況にあります。まずは必要な図書について議会内で検討し、整備を計画的に進めていくことが重要であります。

一方、第17条の「政治倫理に関する条例の制定」については、例年に比べて評価が向上しておりますが、特段の改善措置が講じられたわけでもなく、設問に対する認識の相違が結果に影響したものであるため、政治倫理に関する議員の理解を深めることと併せて、今後も制定に向けた取組を検討していく必要があります。

今回の評価の結果としましては、条例の見直しは必要なく、達成度に低かった事項につきましては、議会活動・議員活動のさらなる活性化を図ることが重要だと考えます。

以上、委員長報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、委員長報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの議会基本条例に基づく評価審査報告について、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長審査報告のとおりとすることに決定しました。

---

## 日程第22. 公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長報告を求めることについて

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第22、公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長報告を求ることについて、公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長から審査中の事件について報告がありますので、ここで委員長の報告を求めます。委員長、矢野宏議員、御登壇願います。

○公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長（矢野 宏君） 公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長の矢野宏でございます。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

令和元年12月に設置した本委員会は、令和6年3月までに9回の委員会を開催してまいりました。

委員会では、西臼杵地域公立病院統合再編準備室から、3町公立病院の現状分析や将来予測の調査報告、監査法人「トーマツ」との意見交換等を通して、町の医療形態の課題、町民の統合再編に係る意見集約、統合の財政負担等の協議を重ねてきました。

令和6年3月には、令和9年度までの中期経営計画及び3町公立病院の経営強化プランが示されたところであり、現在、これらの計画や強化プランに基づき病院の経営が行われているところであります。

本町病院においては、全体病床数50床も今後の医療需要をみながら、適正な病床数及び機能についての検討を進め、へき地医療・在宅医療の充実を図り、地域住民の医療・福祉・介護の確保に努めることとされています。また、医療実績については、各病院の地域連携室の転院調整により、病床稼働率や入院収益の改善を見ている状況にあるところです。

西臼杵医療センターの取組状況については、今年度①「連携」、②「人材確保・育成」を取組の2本柱として取り組みを進めていくとし、連携の基本としては、3町との連携、各医療機関との連携、オンライン診療、制服の統一、救急医療体制の強化があげられています。特に、救急医療については、昼夜を問わず行う緊急医療と夜通し行う夜神楽が共通することから、センター長が「神楽プロジェクト」と命名し、3町病院間の連携、病院と消防との連携、災害時の西臼杵医療センターの役割など救急医療の機能強化の検討を行っていくとの方針であります。

さらには、人材確保は喫緊の課題であり、医師確保、看護師確保に向け、大学病院訪問、看護大学への説明会、就学資金貸与等積極的な事業も展開されております。

のことから、令和6年4月1日に経営統合がなされた西臼杵医療センターは、基本方針に基づいた運営を進められると認められるため、本委員会の設置目的はおおむね果たされたと考えるところであります。

今後は、西臼杵広域行政事務組合議会へ報告がなされることから、本特別委員会は、本日をもって最終報告といたします。また、併せて、従前より設置しておりました、「病院運営協議会」においても、終了とすることといたします。

以上、委員長報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま委員長報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告をもちまして調査を終了することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、公立病院の広域医療等に関する特別委員会は、ただいまの委員長報告をもちまして、その調査を終了することに決定いたしました。

---

### 日程第23. 発議第6号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第23、発議第6号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### 日程第24. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第24、委員会の閉会中の継続調査については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、各特別委員会委員長から、委員会の閉会中の継続調査の申出がありました。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（甲斐 政國君） 以上をもちまして、本定例会に付された議事の全部を終了しましたので、会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る9月2日の開会以来、18日間にわたり熱心に御審議をいただき誠にありがとうございました。

町長はじめ、町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度を持って審議に御協力をいただきありがとうございました。

ここで、町長の御挨拶をお願いします。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。令和7年第3回五ヶ瀬町議会定例会終了に当たり、執行部を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に提案いたしました案件に対して、真剣かつ熱心に御審議を賜りましたこと

をお礼を申し上げます。

その中のそれぞれの指摘事項・要望事項につきましては、今後、内部で十分に検討していくたいと思います。

第三セクター五ヶ瀬ハイランドについては、6月議会開期中から設立の目的、雇用を含む経済効果など、これまでの波及効果や設立当初からこれまでの状況、コロナ禍の対応や現在の状況も資料を提出し、内容を丁寧に説明をし、この9月議会では会社からの昨期31期の決算の報告と合わせ今後の対応を議会、行財政改革特別委員会、全員協議会で説明をいたしました。

考え方は、それぞれにあると存じますが、私は現実の状態を共有することが必要であり、議論のベースであると考えています。よって、何回も繰り返しの説明になりました。

先ほどからコロナ時のセーフティネット借り入れにつきましては、返せない見込みのある中での借り入れ先を見ての経営だったのかというお話もありました。これは数年前のことございますが、今そのことが現在でも課題になっているということでございます。

議員におかれましても当時は取締役であったという認識もありますが、そういったこともあって現在厳しい状況にありますが、ここをいかに乗り切って次につなげていくかが重要であります。

そのためには、行政・議会が共に議論して知恵を出していくことが責任ある対応だと考えております。会社に対して議員それぞれに様々な御意見をいただきます。それぞれの議員の御意見をもっと現場に直接届けるような工夫も必要だと考えております。

そして五ヶ瀬ハイランドスキー場については、議会からも今期とにかく来場者を増やすことだという御意見をいただいております。会社の経営はもちろん頑張っていくという話をさせていただきましたが、町長のやる気が見えないという話をいただきました。昨シーズンも毎週のように現場に出向き、さらには町長として社長として常に現場と連絡を取り合いつつ頑張っておるつもりですが、なかなか難しいなど実感をしております。後ほどどの部分をどうしたほうがいいのかということは、直接お聞かせいただきたいなと思うところでございます。

議員の皆様にも今シーズンもこれまで同様、出張時など様々な場を通してPR・集客について御協力を願い申し上げます。

幸いに、今年は台風も来おりませんし、森林管理署の協力も得ながら多くのお客さんに楽しんでいただけるよう準備を進めてまいります。

今年度も下半期に入つてまいります。今年度予定している事業の計画的な推進を図りつつ、新年度事業の構想も取りまとめてまいります。

結びに、朝夕涼しさも増ししのぎやすくなつてまいりましたが、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意され、町民の期待に応え、ますます御活躍をいただきますよう御祈念申し上げまして、定例会終了に当たつての執行部を代表しての挨拶とさせていただきます。お疲れさ

までした。

○議長（甲斐 政國君） 町長には、丁寧な御挨拶を賜りありがとうございました。

議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に配慮をいただき執行の上に十分反映されますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和7年第3回五ヶ瀬町議会定例会を閉会します。どうも御苦労様でした。

○事務局長（菊池光一郎君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後3時32分閉会

---

○ 令和7年第3回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
報告第10号	五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について	令和7年9月2日	－
報告第11号	五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について	令和7年9月2日	－
議案第36号	五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について	令和7年9月2日	同意
議案第37号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和7年9月2日	同意
議案第38号	令和6年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について	令和7年9月19日	認定
議案第39号	令和6年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計決算の認定について	令和7年9月19日	認定
議案第40号	令和6年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和7年9月19日	認定
議案第41号	令和6年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和7年9月19日	認定
議案第42号	令和6年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和7年9月19日	認定
議案第43号	令和6年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	令和7年9月19日	認定
議案第44号	五ヶ瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	令和7年9月19日	原案可決
議案第45号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	令和7年9月19日	原案可決
議案第46号	五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	令和7年9月19日	原案可決
議案第47号	五ヶ瀬町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部改正について	令和7年9月19日	原案可決
議案第48号	五ヶ瀬町簡易水道等給水条例の一部改正について	令和7年9月19日	原案可決
議案第49号	令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について	－	－
－	令和7年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）原案修正	令和7年9月19日	原案可決
議案第50号	令和7年度五ヶ瀬町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	令和7年9月19日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第51号	令和7年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	令和7年9月19日	原案可決
議案第52号	令和7年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	令和7年9月19日	原案可決
議案第53号	令和7年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	令和7年9月19日	原案可決
議案第54号	物品購入契約の締結について	令和7年9月19日	原案可決
議案第55号	物品購入契約の締結について	令和7年9月19日	原案可決
発議第6号	議員派遣について	令和7年9月19日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員